

令和3年3月3日

令和3年第1回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和 3 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日            令 和 3 年 3 月 3 日 ( 水 )

招 集 の 場 所            和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時            開 議    午 前    9 時 3 0 分

                              閉 議    午 後    5 時 0 6 分

出 席 議 員 ( 1 0 名 )

1 番	岡	田	勇	2 番	高	山	豊	彦		
3 番	藤	井	清	隆	4 番	村	山	一	彦	
5 番	吉	田	哲	也	6 番	井	上	武	津	男
7 番	岡	田	泰	正	8 番	岡	本	正	意	
9 番	畑		武	志	1 0 番	小	西		啓	

欠 席 議 員 ( 0 名 )

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長            島 川 昌 代

書                      記            今 西        靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	原田敏明
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	和賀聡
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	8番 岡本正意
	9番 畑武志

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
令和2年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
令和2年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）
- 日程第 7 議案第 1号 令和3年度和東町一般会計予算
- 議案第 2号 令和3年度和東町湯船財産区特別会計予算
- 議案第 3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 令和3年度和東町介護保険特別会計予算
- 議案第 7号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8号 和東町体験交流センター耐震補強及び改修工事請負契約  
の変更について
- 日程第 9 議案第 9号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 10号 和東山の家指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 11号 グ린ティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 3 年和東町議会第 1 回定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として議場扉 3 か所を開放し、マスクの着用を必須といたします。発言時におきましても、マスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましてはマスクを外していただいで結構です。声が聞こえにくいと思われますので、質問、答弁の際はマイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願ひいたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 3 年第 1 回和東町議会定例議会を招集させていただきましたところ、全員の議員の皆様にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃は、和東町の行政に何かとご指導、ご協力を賜っておりますことにこの場を借りまして、重ねてお礼を申し上げます。

今回の定例議会でございますが、新年度の予算、これは骨格予算になるわけでございます。補正予算・条例の改正等をご審議いただくことになっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、原案どおりご承認、ご可決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、前回の定例議会において、今回の町長選挙における私の出馬への意向についてご質問をいただきましたが、そのときは私自身の意志が固まっておらず、今後、慎重に検討させていただき、適切な時期に発表させていただきたい旨、お答えをさせていただきました。そこで、私は、今回、意志を固めるに当たり、和東町のこれからの 4 年間とそれぞれの観点から考えてみました。

現在、和東町では、一日も早いコロナの終息に向けて、国・府とも連携しながら取り組んでいるところであり、まずはここに改めて住民の皆様の日頃のご努力、ご協力に対し感謝を申し上げたいというように思っております。これからも引き続き切れ目なく、緊張感を持って住民の皆様と心をついに、コロナ感染防止対策に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

今後、コロナ後の社会が大きく変わろうとしているとき、また一方、農山村地域においてもその役割や価値に対する国民の意識が高まりつつある中、本町では、特に令和5年度に住民の長年の夢でもありました府道宇治木屋線、犬打峠トンネル工事の完成が予定されているなど、本町の取り巻く環境は大きく変わろうとしています。このときこそ将来を見据えたまちづくりが重要であり、また、近々の課題でもあります。

私は、これまでから西脇京都府政とも連携を取りまして、和東町の豊かな自然や文化・歴史に育まれた生業を大切にしながら、「ずっと暮らしたい、活力と交流の茶源郷 和東」の実現を目指し、住民の皆さんとの協働のまちづくりを進めてまいりました。

今後、コロナの下での社会は大きく変わろうとしているときこそ、これらまちづくりをさらに継続していく必要があり、現在策定中の第5次和東町総合計画の中にもしっかりとそのことを受け継いでいきたい、このように考えているところであります。

また、最近の激しい気候変動にあっては、いつ、どこで大規模災害が発生してもおかしくない状況にあり、本町においても、これまでから住民の安心・安全なまちづくりを最優先課題にして取り組んできました。今回の新年度予算においても、骨格予算ではあるものの、施設の強靱化対策等社会資本整備等に係る事業については、継続事業も含めて積極的に予算化をしております。これら事業を一日も早い完成を目指すことはもちろんのことではありますが、併せて、有利な財源の確保にも努める必要があります、その意味からも、私は、関係法令の延長期間にある、今後2年、3年、4年、この辺が非常に重要な時期にあると考えております。さらに、このほかにも関西ワール

ドマスターズの開催や和東町総合福祉施設（仮称）の建設などをはじめ、和東茶ブランドの世界発信や世界文化遺産登録に向けての取組、また、農業観光への振興等々多くの課題も山積されています。

一方、道路や河川整備・治水対策等につきましては、現在、国のほうではですね、木津川の右岸工事、川、まちづくりを進めていただいております。京都府におかれましても河川の浚渫、そして砂防工事に事業化をしていただいているところであります。こうした事業も進んでいるわけですが、さらに引き続いて、国・府に対しても強く要望してまいりたいと、このように思っております。こうした課題を一つ一つ乗り越えまして、そして、それを成果に和東町の町制施行70周年を向かえ、さらなる和東町の発展等を次代につなげてまいりたいと、このように考えております。

以上、私は、和東町のこうした状況を踏まえて、今日まで熟慮に熟慮を重ねた結果、これまでの行政経験を生かさせていただいて、また、西脇京都府政ともさらに連携を深めながら、引き続き、新しい「茶源郷 和東」の未来を見据えたまちづくりを前進してまいりたく、ここに町長選挙への出馬を決意させていただきました。ここに併せてご報告を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、岡本正意議員、9番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和2年11月30日現在、12月31日現在、令和3年1月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、岡田泰正議員。

○総務厚生常任委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

それでは、私から、総務厚生常任委員会報告を申し上げます。

本委員会は、2月18日に、町長、副町長、関係課長の出席を求め、令和2年度事務事業の進捗状況と令和3年度の当初予算概要について調査を行いました。

初めに町長から、「新型コロナウイルス感染症収束に向けて国を挙げて取り組んでいくことが課題である。京都府では、ワクチン接種がスムーズにいくよう関係団体と調整し、現在取り組んでおられる。また、本町においても関係機関と連携し、切れ目のない取組を進めていく」と挨拶をされました。

続いて、令和2年度一般会計予算の執行状況の概要説明があり、予算総額40億8,690万円に対して歳入では28億4,910万円の収入、歳出では24億4,814万円の執行となっている。

繰越事業では予算1億4,535万円に対し2,312万円の収入、国庫補助金等が



年度末の収入となっているため低い数字となっており、歳出は1億304万円の執行となっている。

次に、各課から主な事業の執行状況が報告され、総務課では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための備品や消耗品の購入、ホームページのリニューアルについては、12月にプロポーザルで業者を選定し、現在、職員で構成されている検討委員会で協議・調整し、3月末完成に向け進められております。路線バス運行維持事業では、奈良交通バスの高校生定期券補助の拡充や時刻表の改正を実施されました。2年度はコロナ対応で補助金が増額されました。

税住民課では、町税は予算額3億6,563万円に対し3億2,004万円の収入があり、収納率は約87%でした。マイナンバーカードの交付は、677枚の申請に対し528枚交付しており、徐々に増えてきている状況である。

福祉課では、障害者自立支援事業や予防接種、各種がん検診、介護保険施設入所に係る費用など執行されました。

令和2年度は、全ての事業においてコロナ禍の中で事業の縮小やオンラインなどでの執行を余儀なくされました。

続いて質疑に入り、各委員からは、「タクシー運賃助成事業ではタクシーをどのような形で予約するのか」、「奈良交通バスとの兼ね合いは」、「木屋地区対象となっているが、他の地区の利用の検討は」、「以前から課題となっているシルバー人材センターの進捗について対応が遅いように思う。途中経過もきちっと報告してほしい」、また、「2月から実施された住民票などのコンビニ交付サービスについて、住民への周知方法は」、「今年度、コロナの影響で茶源郷まつりは、オンラインで開催されましたが、企画委員の構成や内容、反響など」について質問されました。

次に、令和3年度の一般会計及び特別会計主要事業の調査を行いました。令和3年度の全会計予算の総額は52億9,920万円、対前年度比3,438万円、0.7%の増額となっている。

主な事業として、新しく、高齢者のバス利用促進を図る目的で、敬老会記念品として数え70歳の方に奈良交通バスICカード「CI-C A」1万円分を交付される。

海洋センターでは、体育館を4月から9月まで新型コロナウイルス感染症予防接種の集団接種会場として使用する予定である。

プールの使用については、現時点コロナの関係で未定となっているが、小学校のプール使用も含めて検討される。

和東保育園では耐震及び改修工事が実施され、令和3年度は工事設計業務が行われる。

また、4月11日に執行される町長選挙費に727万円、10月21日に任期満了となる衆議院議員選挙費に796万円計上されています。

そのほか継続事業として防災事業や福祉医療、各種予防接種事業など実施される。

質疑においては、「高齢者見守りサポート事業の内容や対象者数は」、「コロナの関係で所得収入の落ち込みが懸念される。納税猶予等の住民からの相談の対応は」などについて質問されました。

また、現地調査では、災害時におけるトイレ機能を確保するため、避難所である和東小学校に設置されたマンホールトイレ10基を視察いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小西 啓君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

私のほうからは、産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、2月17日に、町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における令和2年度事業の執行状況や令和3年度当初予算の概要などについて事務調査を行った。

最初に、堀町長から、「近年の気候変動により災害も増え、いつどこで何が起こっ

でもおかしくない状況となっている。このような中、住民の安心安全を守るため、町村会などを通じて国に国土強靱化や過疎法の延長等をお願いしている。法律の期限も決まっている中、令和3年度当初予算は骨格予算となるが、橋梁の架け替えなど継続事業も含んだ予算計上となっているのでご理解願いたい」と挨拶されました。

続いて、奥田副町長から、一般会計全体の執行状況が説明され、「歳入においては70%、歳出においては60%の執行率である。繰越事業については、歳入16%、歳出71%の執行状況である」との説明を受けた。

次に、各課から主な事業の執行状況が報告され、地域力推進課からは、移住・定住促進住宅整備事業補助金の交付や短期間の期限付住宅の賃貸制度の検討をしている。12月末に完成した「おもてなし茶室」は、釜塚・原山の茶畑を借用設置し、ホームページでPRしている。魅力発信動画も制作する方向で進めている。コロナ禍での農泊や観光事業の状況、有償運送に向けたグリーンスローモビリティ事業の状況、1年延期となり来年5月に開催されるワールドマスターズゲームズ大会の今後の予定などについて説明された。

農村振興課では、コロナ対策として、茶業経営支援給付金、事業者応援給付金、休業要請対象事業者支援給付金などの給付状況や移動スーパーの利用状況など報告された。

建設事業課では、白栖、別所地内で実施している地籍調査の状況、町道の舗装や拡幅改良工事、祝橋・石寺橋整備の進捗状況を報告されました。祝橋については、3月に落橋工事を予定されている。

説明の後、質疑に入り、「移住・定住を進めていく上で、住む場所をどう確保するか、空き家バンクの登録も少なく、受皿がない状況である。2拠点居住1件成約となっているが、どのようなものか」、「おもてなし茶室の活用方法や管理運営は」、「コロナ禍の中で農泊の受入意向調査を実施されたが、状況と今後の取組は」、「生活応援商品券事業では全住民対象に商品券を交付されたが、どこに使われたのかなど

分析は」、「農地中間管理機構事業では、コロナの影響で茶業をやめられる方が増え、  
荒廃地も増えてくるのではと危惧をするが、その対策は」、「また、祝橋が3月で落  
橋されるが、ごみ収集などの対応は、区民への周知はできているのか」など質問され  
ました。

次に、令和3年度予算の主要事業の調査を行い、地方創生推進交付金を活用した交  
流人口・関係人口の拡大を目指した事業やワールドマスターズゲームズ開催に向けた  
準備や機運醸成、地域ブランド育成支援や茶園環境改善など茶業振興対策事業、また  
継続事業である祝橋・石寺橋整備事業、町道撰原下島線拡幅改良工事、河川改修事業  
などに取り組まれる。

また、午後からは、和東町内外の活力を生かすためのチャレンジショップとして、  
誰もが気軽に立ち寄れる交流の場と情報発信の拠点としてグリーンティ和東敷地内に設  
置された交流ステーション(仮称)の現地調査を行った。施設内は、コミュニティスペ  
ースとしてくつろぎゾーンとショップゾーンがあり、住民が育てた野菜などの販売や  
手工芸品の出展、飲食コーナーなど住民を中心とした運営を計画されている。後日、  
出店希望者の説明会を実施される予定となっている。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、山城病院組合議会、岡田泰正議員。

○山城病院組合議会（岡田泰正君）

それでは、令和3年第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告を申し上げ  
ます。

令和3年2月5日(金)午前9時30分より、京都山城総合医療センター会議室にお  
いて開催されました。

日程第3、諸般の報告及び議案の説明

国民健康保険山城病院組合管理者、河合規子氏より、院長を先頭に、新型コロナ感染症に対し日頃の取組の労をねぎらい感謝の意を表明し、併せて、今後とも、より緊張感を持って対応いただきたいとお願いをした後、議案の説明をされました。

日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

木津川市在住Aさんより10万円の損害賠償額を求められた。令和2年8月9日、自宅浴室で転倒した際、浴室のガラスが割れてアキレス腱部・足底部に受傷し、救急搬送。その際、受傷部にレントゲンにより遺物の確認をせず、当直医は目視によりガラスの残りがないと判断し、縫合処置を行った。後日、痛みが取れずレントゲンにて異物を疑う所見に接し、再手術を行う。結果、Aさんは治療に時間を要し、長期間仕事を休まねばならなくなったため、休業に対する補償を求められました。

質疑の後、全員賛成で可決。

日程第6、第1号議案

総則第2条 令和2年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第2号）は、業務予定量として、年間入院患者人数は1万2,045人減少の7万6,650人となり、1日平均患者数は33人減の210人に補正されました。

第3条 収益的収入を2億9,379万4,000円減額補正とし、収入合計79億7,067万2,000円、支出は4,600万円増額補正され、支出合計83億1,046万6,000円。

全員賛成で可決。

日程第7、第2号議案 令和2年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について。

総則第2条 第3条収益的収入及び支出の予定額を収入支出にそれぞれ380万円を増額補正とし、総額5億8,843万4,000円を計上しました。

全員賛成で可決いたしました。

日程第8、第3号議案 令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算に

ついて。

総則第2条(業務の予定量)として、病床数は一般病床31床、感染症病床10床とし、年間患者延べ人数9万3,075人、1日平均255人。外来患者人数13万7,940人、1日平均570人を見込んでおります。

第3条 収益的収入及び支出予定額はそれぞれ85億9,022万3,000円と定める。質疑の結果、全員賛成で可決をいたしました。

日程第9、第4号議案 令和3年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算について。

総則第2条(業務の予定量)

(1) 入所定員100名 通所リハビリ定員20名

(2) 利用者数 入所利用者延べ人数は3万5,405人 1日平均97人

短期入所利用者延べ人数は730人 1日平均2人

通所リハビリ利用延べ人数は4,356人 1日平均18人

第3条 収益的収入及び支出予定はそれぞれ5億8,668万6,000円と定める。質疑の結果、全員賛成で可決をいたしました。

以上で国民健康保険山城病院組合の報告といたします。

○議長(小西 啓君)

続きまして、相楽郡広域事務組合議会及び相楽中部消防組合議会報告について、私、小西 啓が議長席より報告いたします。

相楽郡広域事務組合議会報告を行います。

2月16日、大谷処理場会議室において令和3年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会が開催されました。

初めに、杉浦代表理事から、組合の主な取組について次のとおり報告がありました。

し尿処理業務では、12月末現在の大谷処理場への搬入量は3.3%減となり、今後も減少していく。大谷処理場基幹的設備改良事業は2力年事業で、12月末現在、

出来高 90% で計画どおり進捗している。

山城南医療圏における新型コロナワクチンの医療従事者等への集団接種について、医療関係約 200 施設から最大 1,200 人が、3 月、4 月に相楽会館大ホールでワクチン接種を実施される。同時に、休日応急診療所の使用も協力していく。

また、「お茶の京都」を活用した広域観光事業は、交付要綱に基づき、5 市町村に総額 300 万円を交付される予定である。

続いて議案の審議に入り、人事案件として、任期満了に伴う監査委員の選任について、笠置町の仲北悦雄氏を再任することで同意しました。

令和 3 年度一般会計予算について予算総額 2 億 7,400 万円、令和 3 年度ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について予算総額 2,670 万円で、質疑の後、賛成者全員でそれぞれ可決しました。

このほか補正予算も審議され、賛成者全員で可決いたしました。

また、一般質問の取扱いについて、今後、議会運営委員会で審議することになりました。

以上、報告といたします。

続きまして、相楽中部消防組合議会報告を行います。

2 月 22 日、消防本部において令和 3 年第 1 回定例会が開催されました。

初めに河井管理者から、新庁舎建設工事建築等設計業務委託について入札参加資格確認申請の受け付けを行ったが、1 社のみの提出となったため、入札を中止、仕様・期間を見直し、再入札を実施する。事業も、2 年度から 4 年度にかけて債務負担行為を設定する。

大規模災害が発生した際、消防力を維持することを目的に、管内の給油施設と災害時における燃料の供給等、協力に関する包括的な協定を締結した。今後、建設機械や食料・飲料関係の協定も進めていく。

4 月 1 日付で、消防職員 9 名を採用する。

また、昨年の管内の災害状況について、火災件数は37件、救急出動件数は3,414件であったと報告されました。

続いて、議案の審議に入り、人事案件として、任期満了に伴う公平委員の選任について、笠置町の西窪 量氏と木津川市の横谷富士男氏を再任することで同意しました。

続いて、議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、火災予防条例の一部改正について提案され、それぞれ賛成者全員で可決しました。

次に、令和3年度一般会計予算について、予算総額14億2,180万円、対前年度比6,550万円の減額となり、採決の結果、賛成者全員で可決いたしました。

このほか新庁舎建設に係る補正予算も審議され、賛成者多数で可決いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、畑 武志議員。

○相楽東部広域連合議会（畑 武志君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、相楽東部広域連合議会の報告を行います。

令和3年2月26日に、笠置町議会議場におきまして令和3年第1回定例会が開会されました。

開会宣言に続き会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後、3名の議員による一般質問が行われました。

初めに、本町の高山議員が相楽東部クリーンセンター擁壁等の安全対策、相楽東部3町村の今後のごみ処理などについて、続いて、南山城村の久保議員からは、ごみの減量化と経費の削減、再資源化ごみの処理方法について、笠置町の坂本議員からは、笠置小学校の運営、ギガスクールの今後についてそれぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。



まず、最初に、議案第1号 相楽東部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例については、令和3年4月1日から、教育委員会において、京都府教育委員会から割愛職員を採用することから、教育委員会の職員の定数を改正することが主な内容でございます。

議案第2号 相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例については、令和3年4月1日から、京都府市町村退職手当組合に加入することに伴い、関連する条例を廃止するもので、それぞれ、全員賛成により可決されました。

議案第3号では、令和2度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ256万7,000円を追加し、歳入歳出総額を9億8,535万円とするもので、府補助金の内示等に係る歳出事業への充当と中学校の教師用指導書の備品購入費等に係る補正であり、審議の結果、全員賛成により可決されました。

続いて、議案第4号では、令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算について、歳入歳出総額を8億3,971万2,000円とし、前年度との比較では2,813万7,000円の減となっており、歳入財源のうち、7億9,722万4,000円を各構成町村からの分担金及び負担金で賄うものとなっております。

また、割愛職員を採用する理由やごみの中間処理費等々について質疑があり、審議の結果、全員賛成により可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続きまして、京都地方税機構広域連合議会、井上武津男議員。

○京都地方税機構広域連合議会（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都地方税機構議会報告を行います。

令和3年2月3日午後2時より、京都地方税機構広域連合議会定例会がルビノ京都堀川で開催されました。

最初に、諸報告では議員の異動報告があり、6名の方が新しい連合議員になられま

した。

次に、本会議に付託された議案3件について連合長より説明を受けました。

第1号議案 令和3年度京都地方税機構一般会計予算は、歳入歳出予算総額は23億762万円となり、歳入は各構成団体からの負担金収入などで、歳出は各構成団体派遣職員の人件費負担金に15億5,250万円、業務運営費に7億5,512万円の計上。

第2号議案 令和2年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）は、補正予算総額歳入歳出それぞれ2億2,469万円の増額、予算総額25億9,948万円となり、予算執行上、必要なものの増額であります。

第3号議案 京都地方税機構職員定数条例一部改正の件は、構成団体1団体からの国民健康保険料の滞納整理事務の移管に伴う職員定数の増加についての改正であります。

次に、通告のあった京都府議会の光永氏の一般質問があり、広域連合長、後安事務局長の丁寧な答弁により終了。

その後、第1号議案から第3号議案までの質疑・応答があり、山崎 匡宇治市議会議員からは、1号議案及び3号議案の反対討論、また、山内実貴子宇治田原町会議員は、3議案共に賛成の立場で討論を行われました。

採決に入り、第1号議案 令和3年度京都地方税機構一般会計予算は、挙手多数で可決。

第2号議案 令和2年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）は、挙手全員で可決。

第3号議案 京都地方税機構職員定数条例一部改正の件は、挙手多数で可決。

今期定例会に付議された議案は全て可決し、この日の会議は終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、村山一彦議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、京都府後期高齢者医療広域連合議会についてご報告いたします。

令和3年2月12日に京都府後期高齢者医療広域連合議会、令和3年第1回定例議会がメルパルク京都で、出席議員30名にて開催されました。

まず、諸般の報告があり、続いて1名の議員より一般質問がありました。

そして、議案第1号 保健事業等支援基金条例の制定について、議案第2号 後期高齢者医療給付費等準備基金条例の制定について、議案第3号 令和2年度一般会計補正予算、補正額2億3,135万3,000円、総額10億9,205万3,000円、議案第4号 令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算、補正額35億2,463万円、総額3,738億2,685万円の採決が行われ、賛成者全員で可決されました。

そして、議案第5号 令和3年度一般会計予算、予算総額10億4,500万円、議案第6号 令和3年度後期高齢者医療特別会計予算、予算総額3,762億5,792万円が採決され、賛成者多数で可決されました。

続いて、議案第7号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決が行われ、賛成者全員で可決されました。

そして、承認第1号として、専決処分の承認として後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が出され、全員賛成で承認されました。

最後に、請願第1号として、75歳以上の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める請願書が出されましたが、賛成者少数にて不採択となりました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時30分まで休憩いたします。

休憩（午前 10 時 18 分～午前 10 時 30 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み 1 時間以内とします。

再質問は、制限時間内の質問を許可します。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、村山一彦議員。

○4 番（村山一彦君）

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

最初に、過日、和東町総合保健福祉施設整備基本計画の概要について議会の方に説明をいただきました。6 案を提示され、今後 1 案に絞り込み、建設に向かって進めて行くものと考えています。総額 10 億円程度の大型プロジェクトです。そして、祝い橋の架け替え工事もあります。ほかに今年度の大型事業はありますか。予算規模、資金調達方法をお聞きしたいと思います。

そして、今年度は税収減が確実視されますが、国よりの補填はありますか、答弁願います。

次に、コロナワクチン接種についてお尋ねします。

この件については過日、議会の方にも説明いただきました。しかし、本日の定例会は、住民の皆さんもテレビを通して見ていらっしゃると思います。情報の共有の観点から再度お聞きします。

1. 和東町の高齢者（65 歳以上）の人数は。
2. クーポン券の発行準備は進んでいるのか。
3. B & G で集団接種と聞いているが、車に乗れない人の交通手段は。

4. 問診に時間がかかりそうだが、対策は。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきました質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

先ほど私もお挨拶でも入れさせていただきましたように、和東町にとっては住民の安心安全に対する施策というのは非常に重要な問題であります。併せて、和東町は小さな町でありますので、財政規模も小さい、非常に厳しい状況にある町であります。しかしながら、そういう状況であっても、やはり安心安全なまちづくりというのは大事だと、こういうことであります。

そういう根拠になります一つはですね、国のほうで国土強靱化に関する法律があるんですが、これは令和2年度で一応、最初の場合は終わります。また、緊急防災・減災対策事業債、これは緊防債と言われておるんですが、これも令和2年度で終わる。過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法、これも10年単位ですが、令和2年で終わる。ここでこの財源の核になるものが終わってしまったら、和東町はこれからまだやらなきゃならないのがたくさんあるわけですから、これは先ほどの委員会の報告でもしていただきましたように、これは和東町と類似しているそれぞれの町村が全国で多いわけでありまして。多く町村会、そしてまたいろいろな市長会もそうでしょうけども、国土強靱化の延長、そして緊防債の延長、そして過疎債も新たに10年の延長をしてほしいということで強い要望をさせていただいております。

そういうことで、国土強靱化というのは、令和3年度から令和7年度まで延長になりました。それと、緊防債は令和3年から令和7年ですね。それと、過疎債については3年から10年ですからちょっと長いですけど、あります。こういう状況の下になり

ますと、私、先ほどご挨拶でさせていただきました次の4年というのは、非常にここへ集中するわけであります。そういう中で、和束町には橋の問題、また施設の耐震の問題、道路もそうですけども、いろいろなものを抱えています。そういうものをやっ  
ていかなきゃならない。集中をしているわけであります。

本来は骨格予算というのは骨格なんでしょうけども、これも早くから取り組んでお  
ったものですから、継続している事業であるわけです。そういう意味では、去年の予  
算、本格予算であり、骨格予算のほうがちょっと増えていると。同じようなもので  
すけど、ちょっとだけ増えていると、こういう状況にあるわけであります。

そういう意味で、財源については、国土強靱化にしたってこれは過疎債並みの形だ  
と思いますが、交付税で対処されると、こういうことであります。しかし、財源が全  
部あるからできるのかというわけではありません。和束町は公債比率とか財政計画を  
持ってやらないと、財源があるからといって全て許可されるわけではありません。将  
来の和束町の財政計画を頭に入れながら計画的にやっていると、こういうことであ  
ります。

そういう意味では、この4年の中には集中しているということでありまして、そう  
いう意味で、村山議員のほうでも非常に財政を心配していただいているのかなと、こ  
んな思いを持ちました。そういう意味で、財政計画と併せて、この問題についてはや  
っていくべきだと、このように思っておりますので、計画を見ながら、財政計画をに  
らみながらきっちりとやってまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解  
をお願いいたします。

その他のご質問につきましては担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお  
願いいたします。

以上、村山議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、村山議員の一般質問、1. 和東町の新規事業に対する資金繰りについての（1）総合保健福祉施設他、令和3年度の大型事業の資金調達方法はについて、また2. コロナワクチン接種についての（1）和東町の高齢者は何名か、（2）クーポン券の発行準備は進んでいるのか、（3）B & Gで集団接種と聞いたが、そこまでの交通手段は、（4）問診に時間がかかりそうだが、対策はについてお答えさせていただきます。

まず、第4次総合計画の後期基本計画におきまして、保健・医療・福祉の一体的な提供体制の構築を図るため総合保健福祉施設の整備を計画しており、平成30年度に総合保健福祉施設整備検討委員会を立ち上げ、総合保健福祉施設の検討ワーキングチーム、茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議などで協議・検討を重ね、平成31年3月に和東町総合保健福祉施設整備基本構想を策定し、それを基に、令和元年度より和東町総合保健福祉施設整備基本計画の策定に取り組み、整備内容の検討などを進めてきました。

その策定した基本計画でおよそ10億円前後の整備費が掲載されております。これは建物の床面積に一般的な建築単価を乗じて試算したものではありませんが、これにつきましても整備の資金といたしましては、一般財源、起債、地域福祉資金になろうかと思えます。今後、国や京都府の動向を見ながら適切な資金調達に努めます。

ほか、次に、和東保育園の耐震補強改修についても、令和3年度計画しておりまして、これにつきましても、一般財源のほか起債での対応を考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2のコロナワクチン接種についてでございます。

まず、（1）の和東町の高齢者は何名かということでございますが、現在の数字で

ございますが、1月1日現在で一旦計画させていただいております、1月1日で1,753名で集団接種の計画を立てております。

また、クーポン券ですが、国や京都府からの連絡待ちの状態、ワクチンの確保が出来次第、接種日などを印刷して封入発送いたします。

次に、B & G和東海洋センターでの集団接種ですが、ご自身で来られる方につきましては、直接、会場へ来ていただき、先ほど質問の中でもありましたように、自身で来れない、交通手段がないという方につきましては、今現在、和東町社会福祉協議会に委託しております外出支援サービスなどで会場までお越しいただければと思っております。この費用につきましては、町が全額負担いたします。

また、接種の予約を電話でいただくことを想定しておりますので、その際に来場方法なども確認させていただきまして、住民の皆様に来場していただけますよう対応を考えておるところでございます。

また、問診に時間がかかりそうということですが、事前に住民の皆様にお配りする予診票に必要事項をご記入いただきまして、受け付け後で問診の事前の確認を行わせていただきまして、予診票の記入漏れ、また内容などを確認させていただきまして、こちらのほうにつきましては、看護師等の対応を考えております。

医師による接種直前の問診はできるだけ時間をかけないような形で思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、ワクチンが和東町にいつ入ってくるか、どれほどの量が入ってくるかというのが今後注目していくところではあるかと思っておりますので、いつから住民接種が可能となるのか、また、国や京都府の動向を見てからと考えておるところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、私から村山議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。



○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうにいただきました村山議員の一般質問について、令和3年度の大型事業の資金調達の方法について答弁させていただきます。

建設事業課におきましては、長寿命化計画に基づき、道路メンテナンス補助事業として、和東川に架かる2橋、祝橋と石寺橋の架け替え工事があります。

祝橋におきましては、現況、落橋させての架け替えとなり、仮設橋を設けずに工事を行いますので、約2年間、地域の住民の方々には多大なご不便を来すことが想定されますが、ご理解を願いたいというところでございます。

まだ、石寺橋におきましては、1軒の住居を移転していただくということになります。こちらも該当する方及び地域の方についてはご理解をお願いしながら継続したいと思っております。

また、国土強靱化事業の一環として、町道撰原下島線の拡幅改良工事を予定しています。これは令和3年度がメインになると思います。

令和3年度の建設事業課担当事業におきましては、ほぼ全てが積み上げてきた継続事業でございます。ご指摘の令和3年度予算及び後年の予算につきましては、全て国庫補助事業の採択を受け、財源につきましては国庫補助の事業ということで進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、村山議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうからは、村山議員の一般質問、同じく1. 和東町の新規事業に対する資金繰りについて、（1）総合保健福祉施設他、令和3年度の大型事業の資金調達の方法

について、財政担当課として答弁をさせていただきます。

さきに、町長、担当課長から答弁申し上げましたように、各事業の建設改良資金につきましては、国庫補助金をはじめ過疎対策事業債、緊急防災対策事業債などを活用し、将来にできるだけ負担を残さない有利な借入れを実行していく予定でございます。

また、それぞれの年度での公債費の元利償還額を見極めながら、実質公債費比率を10%台前半で維持するなど、収入に見合った計画的な財政運営を進めていきます。

現在計画しております大型事業につきましては、それぞれの課長が申し上げましたように、国庫補助事業といたしまして祝橋整備事業、令和3年度以降の計画予算額が約4億円、石寺橋整備事業、これも国庫補助金事業でございますが、7億5,000万円、和束保育園耐震改修事業が約1億7,000万円、総合保健福祉施設整備事業、これについては財政サイドでは11億6,000万円程度の予定をしておるところでございます。併せまして、令和6年度まで約25億円の普通建設事業を予定しております。

将来的な地方債残高のピークにつきましては、令和6年度末となる見込みでございます。このときの一般会計における公債費残高は43億7,400万円程度、本年度末に比べますと7億5,100万円余り増加となりますが、実質公債費比率につきましては12%前後、また、将来負担比率につきましても70%と見込んでおりまして、財政指標につきましては、令和元年度決算時と変わらない状況になるよう進めてまいります。

また、財政調整基金等につきましても、総額12億5,600万円の確保を見込んでいるところでございます。

次に、(2)今年度は税収減が確実視されるが、国よりの補填はについて答弁をさせていただきます。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により、本町の基幹産業である製茶業の収入が半減することなどにより、町民税・固定資産税等、前年

度比2,440万円の減収を見込んでいます。

国よりの補填ということでございますが、令和3年度固定資産税のうち一定の中小事業者等が所有する事業用の建物及び償却資産税については、前年度との事業収入の割合の減収に応じまして、固定資産税の基礎となる課税標準額が2分の1もしくはゼロに引き下げる措置が講じられます。この関係で、新型コロナウイルス感染症対策、地方税減収補填特別交付金として、令和3年度で200万円を計上しているところがございます。

現在の制度では、徴税の減収により令和3年度で200万円を計上しているところでございます。現在の制度では、徴税の減収により財政運営が厳しくなった場合には、減収補填債という減収に見合った起債の借入れの制度があるのみでございます。現在、住民税につきましては、確定申告の期間でございますので、6月上旬には住民税の課税状況が把握できます。減収の状況によりましては、借入れを検討しなければならないと考えているところがございます。

なお、住民税の減収分については、75%相当が普通交付税と普通交付税の基準財政収入額として適用されるものがございます。これにつきましては、令和4年度の普通交付税で算定されるということになりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

総務課長、先ほど地方債のことで緊急何らや債権言われた、もう一度答えてもらえますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

町長からも申しあげましたように、和東町につきましては、過疎対策事業債、緊急防災対策事業債ということでお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

過疎対策債は、要するに、3割が自治体持ちという形になって、交付税みたいな形で見たらいいと思うんですが、緊急防災債ですか、これはどれぐらいが交付税という。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

過疎対策事業債と同様に、70%が交付税措置される有利な起債でございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

それですね、今、総合福祉施設ということで、先だって基本計画、これは議会のほうにお示しいただきました。それについてお聞きしたいんですけどね、福祉課長、先だっこのこれ、その36ページですね、整備財源の検討というところがございまして、今回の総合福祉施設は、一番上は過疎債100%というような形になっております。次を見ますと、役場機能がついてたら一般単独事業債というような形にな

っているんですが、今回、和東町は診療所、社協というような形で新しくすると聞いているんですけどね、この役場機能が入るということはあるんですか、ないんですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この施設につきましては、総合保健福祉施設ということで建設の予定をしております。役場機能といたしましては、今あります福祉課、また地域包括支援センターなどが中に入るというのを想定しての役場機能ということでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

そしたら、結局、役場機能が入ると考えたらよろしいんですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

現計画の時点では、役場機能は福祉なり地域包括支援センターなりが中に入るというのを想定しておりますので、そのような形になろうかと思えます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

そうでしたら、先ほど総務課長がおっしゃられたんですが、11億何ぼという資金計画ということで聞いているんですが、過疎債には全額充てられないということで、大体、過疎債はその中の比率としてはどれぐらいを考えておられるのかお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この金額につきましては、まだ和東町全体で使用します過疎債ということになってございますので、単年、福祉課の総合保健福祉施設だけに充てるということにはならないと思いますので、今の現段階で何%というようなものはまだ出していないところでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

そしてね、この言葉がもう一つ分かりにくいんですけども、一番最後に除却として、公共施設等適正管理推進事業債というのが載っているんですけども、右を見ますと、既存建物を撤去しなければ施設の新增築ができない場合は、各地方債の対象と、これはもうひとつ理解できないんですけど、詳しく説明いただきたいんですけど。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、総合保健施設につきましては、場所につきましては役場周辺ということで計画を挙げさせてもらっております。その中で診療所の跡地になるのか、社会福祉センターの跡地になるのか、その跡地を利用する場合はしたらその起債が使えるということでございます。万が一、何もない土地のところに建物を建てるという場合につきましては、これは起債の対象から外れますので、診療所の取り壊し、また社会福祉センターの取壊しにつきましては、地域福祉基金等を使いながら単費で取り壊さないとい

けないという意味でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ということは、この起債を起こせるということですよ。ということは、この除却90%ということは、この90%の意味をお聞きしたいです。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

取壊し費用に係る90%については、一応、借入れができると。10%については単費で持ち出しをするということになります。

ただ、私の言い方が誤っていたかも知れませんが、和東町国保診療所、または和東町社会福祉センターの跡地に建てるという場合につきましては起債の対象になるんですけども、例えば、職員の駐車場等、何も無いところに建てるので取壊し費用については全て単費になるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

今、起債のたくさん比率を占めてる過疎債ですね、これは返済期間はどれぐらいになるんかお答えいただきたい。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

過疎対策事業債につきましては、元利均等返済ということで、3年据置きの12年償還ということで、計15年間の償還となるところでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

そしたら、今現在は過疎債の残高はどれくらいあるかお答えいただきたいです。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

令和2年度末ということで、今年度末の公債費残高ということで答弁させていただきます。

過疎対策事業債につきましては16億9,120万円余りということでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

先ほど元利均等でお返しするというで聞いております。それでですね、これは今回の予算特別委員会の資料にもなるんですけども、この中で地方債というところで臨時財政対策債ということで9,340万円が計上されているわけなんですけど、この中でやはり過疎債の返済に充てるという金額はあると見てよろしいんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）



はい、お答えさせていただきます。

村山議員がおっしゃるように、臨時財政対策債という起債でございますが、本来、地方交付税措置をされて国から交付税としていただけるものが、国の財政が厳しいということで、それぞれの市町村に借入れをするようにということでございますので、確かに、一部過疎債の償還元利の部分は入っているという理解はしているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、慎重に起債を起こしていきたいような言葉がございました。この整備財源等の検討にも書いております。町の財政経過の見通しを踏まえ、極力、将来に負担を残さない形で、財源確保について、より効果的な手法を検討していくものとしますということで、将来負担を残さないような形で起債のほうをお願いしたいと思います。

何分、過疎債は7割の交付税ということで、打ち出の小槌みたいな感じで捉えられときもあると思いますので、その辺は慎重に取組をお願いしたいと思います。

そして、次、ワクチン接種についてお尋ねしますが、何分、国のほうもワクチンが入ってこないということで、当初のスケジュールからかなりずれ込んでおきます。それで、答弁できる範囲で、福祉課長、答弁のほうをお願いしたいと思います。

2月からワクチン接種が始まったというようなことは聞いておりますが、当初、医療関係者が先行してやられるということで、それでは、和東町の医療関係者は済んだかと思うんですけど、今日の新聞を見てましたら、まだワクチンが届いてないというようなことを聞くんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

従前もう既に2月のほうで行われているのは優先接種のほうでございまして、医療従事者の接種につきましては、まだ京都府のほうにワクチンは届いておりません。私が聞いている話では、京都府には3月8日に第1便が届くというふうに聞いておるところでございます。

医療従事者の接種のほうですが、相楽医師会中心となりまして、今、市町村と合同で計画させていただいているところでございます。これにつきましては、また京都府の山城南保健所のほうも入っていただきまして、今現在、3月20日、医療従事者の接種初日ということで計画しているところでございます。今、村山議員からありましたように、ワクチンがどれだけ入ってくるのか、相楽の医療従事者全員が一斉に打てるのかというのはワクチン量によって変わってくるということで、一定、計画のほうはさせていただいたんですが、ワクチンの納入の数によりまして、この計画につきましては、若干変更が必要かということで、京都府山城南保健所、相楽医師会、関係市町村と今も協議を続けているところでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

先ほど課長から答弁をいただいたクーポン券もまだだと聞いております。それで、国のほうは4月末までに高齢者のほうは接種を済ませたいと言っているんですけど、実際の今のワクチンの入ってくるのが分からないような状態でしたら、和東町の高齢者は、先ほど1,753名いらっしゃるって聞いてますけどね、高齢者から打っていくのか、それとも申込順に打っていくのか、その辺のことはどのように考えておられる

のか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

今、計画しておりましたのは、高齢者がまず優先的にと政府の方針できておりますので、4月の中下旬からの予定をしておりましたが、ワクチンが入らないということでございますので、それがいつ入るかによりましてクーポン券のほうを、またどういう形で申込みして接種できるのかという案内も含めまして、高齢者の方に郵送でお示しするつもりではおるんですけども、これにつきましては、薬が和東町に入ってくるという時期が分かった時点での発送を考えております。やはり今のところはまず高齢者、65歳以上の方を優先的にとということでございますので、接種券、クーポン券のほうを配らせていただいた中で皆様からお申込みをいただいて、そこから接種させていただくということでございます。

一定期間、高齢者の接種期間を設けさせていただいた後、また、国とかの指示・方針に基づきまして一般接種のほうに移っていくかと思われまます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

一般接種は今年中にできるかどうか、その辺は難しいんですけどね。

過日、2月26日の新聞に載っていたんですけどね、政府は、限られたワクチンをどの市町村に配付するのか判断を都道府県に委ねたということが書いてあります。和東町は、今現在、感染者が出てませんのでね、後回しになるんじゃないかなというような危惧もしているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに、福祉課といたしましてもその点は危惧しておりまして、京都府のほうにも確認しておるところなんです、まだ京都府に入ってくる数、高齢者・住民向けのワクチンの数が確定していないというところで、どのぐらいの配分になってくるかというのは、今まさに京都府のほうでやっただいていただいているところでございますので、確かに今、村山議員からご指摘がありましたように、もしかしたら、和東町は今、感染者がゼロということで、後回し、もしくは少ない数しか来ない可能性もございます。これにつきましては京都府のほうにまたお願いしまして、平等な形での配付をお願いしようかと思っているところでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、あと3点ほど、基本的な考え方をお聞きしたいんですけどね、B&Gで集団接種ということの方針を出されておられますね。これは私は土足が上がったらいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに、今、村山議員がおっしゃられたとおり、B&Gの海洋センターのアリーナにつきましては体育館施設でございますので、そこにつきましては一面シートを敷かせていただきまして、当然ではございますが、土足で上がっていただけるような形で、特に高齢者につきましては足元のほうも大変かと思っておりますのでというのを考えている

ところでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それですね、接種については国のほうから、基本的には住民票がある地域で接種となっているんですけど、そうすると、学校の先生や町職員の他地域から勤務されている方の接種はどういうような形を取られるのかお聞きしたいです。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

勤務地でということには今のところなっておりませんので、基本的には住民票のあるところということでございます。

ただ、住民票を置かれたまま遠方に仕事、または施設等々に入っておられる方につきましては、その市町村で打てるような形で政府のほうからも指示をいただいておりますので、そちらについては柔軟な対応をさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

実際、政府のほうもあたふたしてますのでね、どんどん状況が変わってくるかと思いますが、その辺の対応をよろしくお願いします。

そして、B & Gで集団接種ということになるんですけどね、高齢者施設のわらくの入居者はどういったような形を考えておられるのか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

わらくにつきましては、入所者につきましては、わらくの中で打たせていただくというふうに考えておりました、和東町の嘱託医の先生にもご相談させていただいて、また、わらくの施設長にも相談させていただいて、接種のやり方、また接種の日にち、どのぐらいの感じでやろうかというのを、今、協議・検討しているところでございます。

特養入所者につきましては、わらくのほうで接種させていただくと。ショートステイなりデイサービスのご利用の方につきましてはどのような形でやっていくのかというのを、今、協議・検討しているところでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

丁寧な説明ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（小西 啓君）

村山一彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから11時15分まで休憩いたします。

休憩（午前11時08分～午前11時15分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

皆様、こんにちは。公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、私のほうから、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は、公共交通体制の取組について質問させていただきたいと思います。

本町では本年度が最終年度となる第4次総合計画におきまして、「より便利な交通システムの構築」との方針を掲げ、「住民参加による話合いと研究により、住民や民間企業との協働、また、ボランティア参画等幅広い運営手法を検討するとともに、高齢者等の交通弱者を対象とした移送サービスなど多様なニーズをカバーできるものをめざす。」として、これまで「地域公共交通会議」や「和東町路線バス等対策協議会」による様々な検討や「グリーンスローモビリティ」の実証実験による運行などの取組を進めてこられました。そこで、本町の公共交通体制の取組について質問をさせていただきます。

まず、1点目には、昨年、10月・11月に実施されましたグリーンスローモビリティの実証実験による利用状況と、それに伴う課題や今後の対策についてお尋ねをいたします。

2点目は、現在、今後の有償運行に向けてグリーンスローモビリティの愛称募集をされておるところでございますが、本町の将来的な公共交通体制の取組についての考えをお尋ねをいたします。

3点目には、奈良交通路線バスの昨年の利用状況と運転免許返納者に配付したICカード（CIC-A）の利用状況及び今後の高齢者等の利用拡大への対策についてお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。以降は自席にて行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいという

ふうに思います。

私からは、高山議員の一般質問の1番の公共交通体制の取組についての中で、(2)の今後の有償運行に向け愛称を募集されていますが、本町の将来的な公共交通体制の取組についての考えはということにつきまして答弁をさせていただきます。

自治体による観光に特化した有償運送については、昨年の道路法の改正により、新しい制度であり、全国初の認可になると、このように聞いております。ゴルフカート型グリーンスローモビリティによる茶畑景観とゆったりとした、なりわい空間の変化を町外来訪者の方々や住民の皆さんにも親しんでいただき、新しい観光資源の一つとして活用し、全国各地に広がることを期待しているところであります。そういう意味で、今、愛称も募集していると、こういうことでもあります。これをもう少し基本に、いろいろと今後考えていくことは大事だと、このように思っております。

それと、根幹的になりますけども、和東町の公共交通については、平成14年10月からJR西日本近城線の廃止、代替として京都府南部唯一の国庫補助路線で運行しております奈良交通和東木津線が主要幹線を担っております。利用者につきましては、収入の大半を占めておりました通学利用者は、若い世代の転出や出生率の低下により急激に減少となっている状況ではありますけども、この主要幹線の公共交通につきましては当然守っていかなければならない重要な路線であると、このように認識しているところであります。

すなわち、近い将来、府道宇治木屋線のトンネル開通が和東町の公共交通体制の一つの転機となるものであることから、3年後のこのトンネル完成を見据えた幹線系統の公共交通体制を検討していく必要があるというふうに考えております。

ほかの質問につきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。



○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、高山議員の一般質問の1番の公共交通体制の取組について、（1）昨年実施されたグリーンスローモビリティの実証実験による利用状況と、それに伴う課題や今後の対策はにつきまして答弁いたします。

令和2年10月1日から11月30日までの2か月間、実証実験を行いました。運行ルートは3ルートで、土曜日・日曜日・祝日が石寺ルート、月曜日・水曜日・金曜日が東和東ルート、火曜日・木曜日が西和東ルートでございます。利用者数は石寺ルートが263人、東和東ルートが152人、西和東ルートが57人、合計472人の方にご乗車いただきました。

石寺ルートは主に観光客向けルートで、宇治市、京都市、木津川市、遠方では石川県、福井県の方、また和東町内の方も35人のご利用がございました。和東町までの交通手段として自家用車で来られた方が85%、公共交通機関で来られた方は約8%でございました。

アンケートのご意見といたしましては、観光手段として「よい」、「ややよい」が91%、「運転士のガイドがよく、観光手段としてはとても有効である」、「もう少し休憩時間があればよかった」、「小袋なお茶をお土産にすればどうか」というご意見をいただいております。

次に、住民向けの東和東・西和東ルートについてですが、ご利用いただいた年齢層では60歳以上の方が全体の74%を占めておりました。

アンケートとしましては、「ルートは家の近くまで来てほしい」、「平日、毎日運行してほしい」、「ローソン、郵便局、役場、加茂駅までカバーしてほしい」、「運賃が安ければ何回も乗りたい」、「区内を運行してもらえてありがたい」、「将来、自分で運転ができなくなれば利用したい」など多くのご意見をいただきました。

実証実験に伴う課題と今後の対策といたしまして、石寺ルートは、平成29年度から実証実験を重ねてまいりました結果、高評価を受け、有料化してもご利用があると見込まれますので、今定例会におきまして、4月1日から有償運送させていただきたく、条例を提案させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、ご意見を反映しまして、乗車途中で写真や買物ができる時間をこれまでよりも長く設定した運行を予定しています。また、グリーンスローモビリティの利用促進と観光客の満足度アップに向けて、観光ガイドの充実、和束茶のPRに向けた煎茶とほうじ茶の1煎パックのプレゼント、乗車記念として手作りのオリジナルの乗車券の発行を、また、路線バスの利用促進を図るために、バスを利用してこられた方に対するグリーンスローモビリティの利用料金の低減と路線バスに接続した時間設定をしているところでございます。

次に、住民様向けルートでございますが、実証実験中で、現在、杣田別所地域を運行しております。グリーンスローモビリティで運行可能な地域を回らせていただいておりますが、ほとんどの方が車の免許を有されている、また乗車人数が限られている、また悪天候の場合は少し不向きであるということが課題として挙げられますが、グリーンスローモビリティは道幅が狭いところでの運行や低速度で安全であるメリットを生かしまして、新たな移動手段として今後も利活用を検討してまいりたいと思っております。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、高山議員の一般質問、公共交通の取組についての（3）奈良交通路線バスの昨年の利用状況と運転免許返納者に配付したICカード（C I -

C A) の利用状況及び高齢者等の利用拡大への対策について答弁をさせていただきます。

まず、高山議員もご承知いただいておりますとおり、路線バス等の利用実績につきましては、毎年10月から翌年9月までを年度として報告をされておりますので、それに合わせた内容で答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

奈良交通和東木津線の運送人員でございますが、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの実績でございます。延べ利用者が6万5,744人、1日当たり約180人、また1便当たり直しますと7.5人となるところでございます。

路線収入額が1,675万4,000円、奈良交通の運行経費が7,876万4,000円で、差引きマイナスの6,201万となっているところでございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策支援交付金の支援がございまして、令和2年度につきましては、国庫補助といたしまして都道府県を通じて3,284万円が奈良交通に補助されますので、令和2年度におきます和東町の補助金負担額は2,380万3,000円、これについては昨年度に比べますと1,371万1,000円の減となる見込みでございます。本来でありましたら約4,100万円の補助金を交付する必要がございましたが、先ほど申し上げましたように、都道府県を通じまして国庫補助金が交付されていることから、減額となっているところでございます。これにつきましては、国の乗車密度に対する支援の拡充をされたということでご理解をお願いしたいと思います。

次に、ICカードの利用状況でございます。

和東木津線全体の利用状況でございますが、1,294万3,400円の収入がICカードを利用されております。ICカードの利用率につきましては約77%でございます。

運転免許返納者に配付いたしましたICカードの利用状況でございますが、令和2年4月から令和3年2月9日まで配付人員が14人交付させていただきます。

利用実績につきましては、延べ86回の利用があったと奈良交通から報告を受けているところでございます。

なお、個別の利用状況につきましては、奈良交通様より情報提供できないという回答がありましたので、利用実績については回数の報告ということでご理解をお願いいたします。

また、高齢者等への利用拡大への対策といたしましては、令和3年度予算で数え年70歳の住民の方限定とはなりますが、敬老記念品として1万円分のICカード（CICA）を贈呈し、路線バスに乗ってもらう機会づくりにさせていただきたいということで、令和3年度予算80万円の予算を計上させていただいております。よろしくをお願いいたします。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ご答弁ありがとうございました。

1点確認なんですけど、すみません。地域力推進課長なんですけど、路線バスからモビリティのほうに利用とか、その利用割引ですね、先ほどご答弁があったかと思うんですけど、もう一度そこを教えてくださいませんか。今現在あるのかどうやったか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

路線バスの関係でございますが、石寺ルート、観光客向けでございますが、自家用車で来られている方が85%で公共交通が8%ございました。

また、住民のルートでございますが、住民様も若干ではございますが、数名ですが、高橋で降りていただいて、それぞれ住民様向けルート、西和東ルートをご利用いただ

いて、家のほうに帰っていただいたという方がいらっしゃいます。

路線バスの接続につきましては設定はしておりますけども、なかなか少なかったというのが状況でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

そこじゃなくて、要するに、路線バスからグリーンスローモビリティに乘換えとか、逆に、グリーンスローモビリティから路線バスを利用された場合の運賃の割引とか減額というお話が先ほどあったと思うんですが、そこは今現在あるのかないのかだけで結構ですが。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

運賃の割引につきましては、令和3年4月からのことを考えております。今回の定例議会で条例を上げさせていただくんですが、今の実証実験中の割引というのは無償でございますので、奈良交通バスが安くなったりとかいうことはしておりませんでした。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございました。

このグリーンスローモビリティにつきましては、先ほどいろいろご利用者の皆様のアンケートとか、いろいろご報告がありましたけど、観光という意味では本当に有効

なモビリティかなというふうに私自身も思っております。そういう意味では、観光に来られる方々のより多くの方に利用していただけるような、先ほど答弁がございましたけど、お土産とか、いろんな取組をしていただくことで、また、それを広くPRすることで利用される方も増えてくるのかなというふうに思いますので、そこはそこで今後も引き続いてご尽力いただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

今回、私は、今後の公共交通体制について特に議論させていただけたらなというふうに感じております。これまで地域公共交通会議であるとか、また市内の路線バス等の対策協議会等開催されてこられましたけども、昨年、それぞれの会議を何回されたのかお答えいただけますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

地域公共交通会議につきましては、草水課長からありましたように、4月以降のグリーンスローモビリティの有償運送というのがございましたので、令和2年度につきましては2回開催させていただいております。

なお、路線バス対策協議会につきましては、先ほど私のほうから答弁をさせていただきましたが、ようやく奈良交通への補助金が確定しましたので、今月15日に路線バス対策協議会を開催させていただきまして、収支報告、令和3年度以降の協議という形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ということは、和東町の路線バス等の対策協議会につきましては3月15日が第1回目ということでございますね。

基本的には、この地域公共交通会議というのは国交省が定めている法定協議会かなというふうに思いますので、そういった中で、今後の方向性、有識者とか国のいろいろな取組であるとか、また、他の国内の地方の取組状況等を参考にしながら今後の方向性を決めていくものかなというふうに思うんですが、具体的に決めていくのは、やはり町内の路線バス等の対策協議会かなというふうに思うんですね。その対策協議会が今回まだ1回もされていないということですから、これでは具体的に決まっていくのは随分時間がかかるのかなというふうに思っています。

住民の方からも、やはり年に1回、特に区長など各種団体とかの代表の方が出るかと思うんですが、特に区長については1年交代の方がほとんどの方だと思うんですね。それで年1回といいますと、毎回毎回これまでの経過説明でほとんど終わってしまうような、やっぱり会議の時間はそんなに長く取れないじゃないですか。ですから、やはりそこは深い議論にはなっていくにくいのかなというふうに思っているんですね。

これも住民の方からそういったご意見もいただくんですが、決まった委員で継続した議論ができるような体制を整えたらどうかというようなご意見もいただくんですね。特に具体的に進めようとするれば、先ほど町長のほうから、令和5年の犬打峠トンネルの完成後の対策ということも協議しないといけないというご答弁をいただきましたけど、一定やはりそこに焦点を合わすのかどうかも含めまして、目標年度をしっかりと定めた中で、その中で具体的な議論を進めていかないと、なかなか内容が煮詰まってこないのかなと思うんですが、そのあたりのお考えはどうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

高山議員の質問で路線バス対策協議会の関係でございますが、確かに、これまでの間、年1回程度で経過報告が中心になっていたような気がします。町長のほうから、3年後を見据えて検討していくという話でございますので、この路線バス対策協議会の中で議会の議員の皆様をはじめ有識者の方に入ってもらっておりますので、専門部会というような組織を立ち上げまして、当然検討していくべきではないのかなというふうに思いますので、そのあたり今後検討してまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、そういった具体策が議論されて、よりよい交通体制ができるように期待していきたいというふうに思っております。

先ほど奈良交通の利用促進に向けた70歳の方にICカードの配付ということでございましたが、それ以外に奈良交通路線を維持していかないといけないというのが当然あるわけで、高校生の定期券の3分の2とか、いろいろありますけれども、それ以外の具体的な取組というのは今のところはないんですかね。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

高山議員がおっしゃるように、通学向けにつきましては、小学校・中学校につきましては全て和東町のほうから定期代を負担させてもらっております。昨年4月からは高校生の通学定期の補助の拡充ということで、2分の1から3分の2を引上げをさせていただいたのが主の対策でございます。

ただ、通学者だけではなくに和東町免許返納者に対して5,000円のICカード



を配付してたんですけども、やはりできるだけバスに乗ってもらう機会をつくるということで、これは地域公共交通会議での委員の皆様からの提案がございまして、今回、令和3年度で初めての試みとして、数え70歳以上の方限定になりますが、一定、ICカードをお配りして、利用できるときにどんどん利用していただきたいという方策でございます。

今後につきましては、どの利用の方を限定という形になるのか、全体という形になるのか、まだそのあたりは予算の関係もございまして、できる限り、路線バスの利用促進を図る形の方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、いろいろ議論していただけたらと思います。

今現在、木屋地域におきましては、オンデマンド型のタクシーのご利用ということでいただいているかと思うんですが、このタクシーのデマンド型のタクシーの地域の拡大であるとか、そういったところの考えというのは今後ございませんか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

木屋地域におけますデマンド型タクシーにつきましては、高山議員ご承知いただいていると思うんですけども、それまでは町営バス木屋線ということで、木屋地域から井平尾、そして和東町役場、和東小学校まで走っていた路線がございました。その廃止代替という形でタクシー事業を運営させてもらっていますので、現在のところ、それ以上に広げるという考えは私自身は持っていないところでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほどグリーンスローモビリティのアンケートの中にもありましたが、やはりより自宅の近くからということが特に高齢者の方は求められていると思うんですね。

定期バスというのは、当然一定ルートを決まった時間に運行するわけですね。利用者がなくても運行しないといけないということになります。ですから、そういったところの経費の問題をどう考えるかというのがあるんですが、利用する側からすれば、運行時間が決まっているほうが利用しやすいのは当然あるわけですが、それぞれの地域から奈良交通の路線バスに乗り換えるためのデマンド型の輸送体制というのがあれば、もっと奈良交通の利用者も増えてくるのではないかなど。

強いては、そのことに対して利用者が増えれば赤字額が減少する、また町の負担も減少していくのではないかなどという考え方も私自身持ってまして、時間的、また地域によってはそういった路線バスではなくて、オンデマンド型の乗合タクシーなり、また、オンデマンド型の地域交通のようなものに変更していくということも一つの考え方として今後議論していくことも必要なのかなというふうに思っているんですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今の高山議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

基本的には、奈良交通まですると、先ほどのように認可というところで競合はなかなかできませんので、難しいということで、ここはどっちを取るかということで、今のところは奈良交通の路線を堅持する。

次に質問がありましたのは、そこへ行くときにデマンドタクシーと言われる。これも二つに分かれる。今、デマンドタクシーと取っていくと、業者というのは難しい。

民間企業の台車もありますし、なかなか難しい。

南山城村がやっておられますように、そういう新しい交代、そういう検討の余地というのは将来分かりませんが、将来、これをみんなでつくり上げていく可能性はありますね。

デマンドタクシーを呼んでいくというのは、台数からいって時間的にすぐ間に合うかということ、バスが走っているのに間に合わなかったり、話としては分かるんですけども、実際実施するにおいてはなかなか難しいだろうと、このように思います。

しかし、これについては、今後、高齢者にとっても住みやすいまちづくりという観点から、可能な限りみんなで知恵を出し合うと、こういうことが大事だと思いますので、これしか駄目じゃなしに、どうしたらできるのかなと、こういうことであろうと思います。そういう意味では、今のところ、木屋は競合しておりませんので、タクシーを入れております。

将来、3町村でやっている問題がありますけども、これも不安定要素がありますので、これに頼るんやなしに、あったとしたかて、うちの今取ってるタクシーの方向は堅持していくべきだと、このように思っております。そういう意味で、方向としてはそういうことだと思いますので、その点ご理解いただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今現在、木屋地域だけのタクシー利用ということですから、やはり利用頻度もそんなに高くないと思うんですね。そういうことで、タクシー会社としても、そのために車両なり乗務員を確保しておくというのは非常に難しい。これは当然だと思うんです。ですから、なかなか予約に応じられない状況というのも当然出てくるかなというように思うんですね。そのこと自体が住民の利用サービスの観点からいくと、十分満たさ

れているのかという点と難しい。

要するに、予約したときにすぐ来てもらえないというわけですから、そういう意味からいいますと、例えば、もう少しそれを利用する地域というか、拡大することによって、そのタクシー会社の車両なり人を固定して配置をしていただくというような考え方もできないのかな。そうすることで、より多くの予約に対応できる体制というのは整っていくのではないかなというように思うんですね。そういう意味では、先ほど申しましたが、その地域、また時間帯ごとの利用拡大というのも検討すべきだろうなと思うんです。

なぜ、奈良交通の路線バスに乗換えということかという点と、そのことでタクシー会社と路線バス会社の競合ということになってきますから、うまくお互いを刺激することなく競合できるのかなというふうに考えています。

オンデマンドの考え方としては、一定のルールを決めて奈良交通の路線バスのダイヤ、これをベースにその時間帯に合わせて運行するとかいうのも可能かなと思いますし、また、南山城村でもされておりますが、M a a S、また京丹後市のほうではU b e r の配車サービスのネットワークを活用されております。

今回、国交省のほうで今年の11月27日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのが一部改正されているんですね。これは何かといいますと、高齢者の運転免許返納者が増加してきた。それに地域の公共交通が対応し切れてないということがあるんですね。特に過疎地などでは地域の移送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたとなっているんです。

そこで、いろんな取組が紹介されているんですが、特に地域公共交通の中でいいますと、コミュニティバスであるとか、デマンド交通、タクシーですね、あと、そういったもののサービスの継続であるとか、M a a S の円滑な普及促進に向けた措置とい

うことで、国交省のほうでもその取組をこれから拡大していこうという方向にあるんです。これについては、今後、M a a Sに参加する交通事業者等が策定する新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設していく、また参加する、協議会制度を設立して幅広い関係者の協議、また連携を促進していくという。ですから、これからバス事業者もそうですし、タクシー事業者も含めて、そういったM a a Sを活用した移送サービスを今後、国としても拡大していったらどうかということなんです。

先ほど言いましたように、こういったものを活用しながら、これについては国の予算ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組をさらに促進という。そのことについては国も補助金の拡大ということも考えておられるということですから、しっかりとこういったところの情報も入れていただいて、3年後になるのか分かりませんが、そういった利用しやすい交通体制を構築していただけたらなと思うんですが、そのあたりをもう一度お願いできますか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほどと重なるところは許していただきたいと思いますが、基本的には先ほど申し上げましたように、高齢化になってくる、皆さん住民にとって住みやすい場所、足の確保というのは大事だと、これはやっぱり考えていかなきゃならない。

まず、先ほど国の方向でも、人材も含めて、全部でどういう自治体をつくっていくかと、こういうことを言われているんですけども、今充実させていこうという動きにあります。今、例を挙げていただいた先進事例も、そういったものを見ながら何が合うのかと、どうしていけるか、こういうことが大事だと思っております。

ところが、それよりさきにモビリティを走らせて、要するに、これが発展的にこれからどうなるか分かりませんが、和東町の場合でも、過去に木屋区をデマンド型へも

っていく場合、コミュニティバスを検討したことがあるんですね。そのときには木屋区がやってほしいと。だから、木屋区にしてはみなし法人になる手続をしています。今の区ではなしに、準法人格を持つような手続をしていただいたと思うんです。だけど、今、言われるように、そこまでやろうということは区に対しては難しい。だから、交通体系を支えていくというところがなかなか難しいから、今、言われるように、いろんな可能性のある話を住民と一緒にしながら、これだったらできるというものがあれば否定するわけじゃなしにつくり上げていく。そういう意味では、国の動きとか、いろんな動きも参考にしながら、和東町でできる、そして和東町の身の丈に合ったやり方というのがあるだろうと思いますので、それに取り組んでいくことも否定することはないと思います。

ただ、今ほっとくわけにはいきませんので、グリーンスローモビリティを今の観光に特化するのではなしに、地域住民の足となれるような、ちょっと補完的にいけるように、それを見ながらさらに発展させるということが今後の方向としては大事だろうと思いますので、和東町も高齢化してきていますので、この道を避けてまちづくりというのはなかなか難しいと思いますので、ここは皆さんの知恵を借りながら進めていくと、こういうことであろうと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今現在、グリーンスローモビリティを活用して、これを拡大していこうということで取り組んでいただいているわけですから、今すぐに、先ほど申しましたような体制ができるとは思ってません。ですから、今後、先ほど町長がありました犬打峠完成後を見据えた公共交通を検討する中で、いろんな検討をしていただけたらなという思いで申し上げております。ですから、当面はグリーンスローモビリティを有効に

活用していただいて、そして、住民のサービスを提供していただけたらなというように思っておりますので、そこはよろしく申し上げます。

これは昨年、シニアカーのハンドル型の電動車椅子の関係でお話をさせていただきましたんですが、昨年10月8日に経産省のほうで電動車椅子等安全対策普及推進事業を実施するというので、こういうプロジェクトを発表されたんですね。「乗ろうよ、電動車椅子プロジェクト」ということで、要するに、電動車椅子がまだまだ普及されていない。利用されている方にとっては非常に便利なものだ。運転免許を返納した後の買物であるとか通院であるとか、そういったところに有効に活用できるということなんです。そういったことをもう少しPRをして、普及促進を図っていこう。そのことが経済効果にもつながってくるのではないかとということで経産省のほうで取り組んでいる事業なんです。これは出川哲朗さんがアンバサダーとなってやっておられるということでございます。

ですから、10月に全国5地域でそういった実証実験をされたんです。横浜市とか調布市、つくば市、京丹後市、静岡市、この5都市で3週間、電動車椅子を貸与されて、その期間でいろいろ実証実験をされたということなんです。利用された方については、やはり外出する機会が非常に増えた、楽になったというようなアンケート結果が出ております。ですから、今、町長もおっしゃいましたけど、これからますます高齢化が進んでいく本町ですから、そういったシニアカーの利用促進ということも今後の検討の中に必要ではないかなというふうに思います。

先日、2月27日の公明党の新聞の中にも、公明党の次世代モビリティ普及推進プロジェクトチームというのがございまして、その中で勉強会をされまして、日本自動車研究所の鎌田 実研究所長からモビリティの課題と展望に関する講演を聞かれたということなんです。その中で鎌田所長は、「地方の人口減少は顕著であり、移動手段の現状維持は困難」と指摘。地域でのモビリティに関するビジョンが重要だということなんです。新しいモビリティとして、環境の負荷が少なく、高齢者の足の確保につ

ながら低速電気自動車の活用が必要だというふうにこの所長も語られているということなんです。ですから、脱炭素社会において、今後そういった乗り物が普及されていくのかなというふうに思いますので、今後の検討会議の中で十分そういったことも見据えた議論を展開していただけたらなと思いますので、そこについてもう一度お願いできますか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、国の動きとか、先進的に、実験的に取り組んでおられるところの紹介をいただいたわけなんですけど、今後新しく未来というんですか、これからのまちづくりには和東町の地域づくりも対応していかなくやなりませんし、コロナの中で農山村の果たす役割という面からも大きく考えていかなくやならん。私が先ほども申し上げましたように、トンネルができた、そういう点も見据えていかなくやならない。そういうことを総合的にいきますと、今の先進事例は非常に興味があることで、私どもも注視し、そして取り入れられるものは何も否定するものではなく取り入れていくということになるだろうと思います。

今のところは、モビリティのところをスタートするところですので、まずはこのところの充実を図ってまいりたい。だからといって、そういう検討を阻害するのやなしに、そういうものも十分頭に入れながら、今ご質問をいただきましたように、先進事例も見ながら、これについては柔軟に考えていかないと高齢化社会に対応できないと思います。高齢化社会に対応するまちづくりには、私も必要な事項だと思います。高齢者が動きやすい、活動しやすい、そういう観点からまちづくりも考えていく必要かあると思いますので、今のご質問というのは私も十分聞かせていただいたというように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）



高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

国交省が出している地域公共交通づくりハンドブックというのがございまして、その中で、地域公共交通の充実が輸送面の効果にとどまらず、地域公共交通の充実から利便性の向上、そして買物客や観光客の増加、また、そのことによってにぎわいあるまちづくりの実現ということで、まちづくりに対して本当に大きな効果がこの公共交通体制の充実にかかっているということですから、やはり今後の犬打峠トンネル完成に向けて、そういったしっかりとした公共交通体制を構築していただいて、住民が安心して外出できる、そういうまちづくりをぜひお願いをしたいというように思いますので、そういったことをお伝え申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。13時30分です。

休憩（午後0時02分～午後1時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○8番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第1に、定住人口を増やすためについて伺います。

この間、町は、交流人口を増やす施策を積極的に進めてこられました。コロナ禍

により休止を余儀なくされる中、今こそ交流人口とともに定住人口を増やす方向性をしっかり位置付け、推進することが求められます。その立場から3点伺います。

1点目は住宅問題です。若い世代やファミリー向けの町営住宅を整備する方針と計画を持ち、進めるべきではないでしょうか。

2点目は雇用問題です。町内最大規模の事業所として役場自身が「働く場」としての役割を発揮すべきではないかと思えます。とりわけ、総合保健福祉施設の整備も控える中、専門職の積極配置、確保を行い、その推進のためにも介護、医療、福祉、または農林業等の分野で学ぶ若者の修学支援と定住促進を結合した施策を推進すべきではないでしょうか。

3点目には、定住・移住をサポートする体制です。コーディネータの専任配置や地域での「案内人・世話人」といった配置を求めたいと思えます。

次に、第2に、住民の足をどう確保するかについて伺います。

公共交通の問題は堀町政スタート以来の重要課題でしたが、残念ながらこの20年間ほとんど前に進みませんでした。20年間で町の様子も暮らしも大きく変わってきましたが、住民の足、公共交通の果たす役割はますます重要になっています。また、具体化は待ったなしだというふうに考えます。改めて3点について伺います。

1点目は、この間、試行的な運行が行われてきたグリーンスローモビリティによる住民向け運行は断念されたと考えていいのか。それとも、午前中の答弁では今後も検討との話もありましたが、いずれにしても、方向性について答弁願います。

2点目に、今こそコミュニティバスやデマンド交通等の検討を早期に行うべきと考えます。明確な答弁を願います。

3点目に、奈良交通による路線運行の今後をどうお考えでしょうか。今後の方向性を検討する上で一度ゼロベースから考える必要があると思えますが、どうお考えか答弁を願います。

第3に、総合保健福祉施設の整備場所選定について伺います。

先日、町は、基本計画において整備場所を「役場隣接地」とする判断をされましたが、その判断の科学的な根拠について改めて説明を願います。

第4に、「コロナ禍2年目」への対応について伺います。

日本での新型コロナウイルスの感染拡大から1年が経過し、2年目を迎えました。現在、「第3波」は新規感染者は減少傾向となり、病床等の逼迫度は数字上は改善しつつある中、年明けに再発令された緊急事態宣言が首都圏を除き解除されましたが、医療現場の引き続き厳しい状況、変異種の拡大傾向なども含め、リバウンドの恐れが専門家からも指摘されており、本町におきましては第3波においても感染が確認されていないことは幸いです。予断を許さない状況が続いています。この1年の経過を踏まえ、当面取り組むべきと考える課題について伺います。

1点目に、コロナ禍による生活や生業への影響調査を実施し、総合計画に反映すべきと考えます。本町ではこれまで感染者は確認されませんでした。コロナ禍による経済や暮らしへの打撃は全国と同様、深刻な状況があります。これからのまちづくりにこの実態や教訓をしっかりと反映させることが求められると考えます。

2点目は、今こそ積極的な検査実施をすべきときです。今後のワクチン接種への期待がありますが、効果が広く及ぶまでには一定期間が必要であり、そもそも効果も定かではなく、徹底した検査の実施と感染者の把握、保護、追跡が引き続き鍵となります。高齢者施設をはじめ医療機関、福祉現場等での全面的・定期的な検査を実施すべきではないかと思えます。答弁を願います。

3点目には、住民生活や生業への支援は今こそ重要なときです。今後の具体的な考えについて答弁を願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思  
います。

1の定住人口を増やすために、(1)若い世代やファミリー向けの町営住宅整備の  
方針と計画を持ち推進をとということについて答弁をさせていただきます。

和東町が進めてきました公営住宅整備につきましては、議員もご承知のとおり、公  
営住宅法に基づく整備事業で、低所得者向け住宅の整備です。近年は整備した住宅の  
長寿命化計画に基づく維持管理業務が主体となっているのが実情です。

議員ご質問の一般向け住宅の建設については、現在、具体的な計画はなく、私が  
常々に申し上げておりましたとおり、PFIなんかを通じながら取り組んでいくとい  
うことが大事だろうというように思っておりましたし、これまでその方向でいろい  
ろと話もしてきた経緯もあります。しかし、実現化には至っていないのが実情であり  
ます。そういう中で、空き家の利活用促進というのも近年大きな、大事な問題になっ  
てきました。ここへ重点施策ということで当面は考えているところであります。

これは昨今、空き家が急増していることと治安防犯面だけでなく、今年1月の寒波  
の際にも、空き家などの宅内水道管の凍結による漏水が多発するなど、インフラにも  
影響が出始めており、まだまだ住める家屋を無駄に廃墟化するのではなく、地域資源  
として利活用できることに着目していきたいと、このように思っております。

また、昨今の移住希望者、ニーズを見てみますと、若年層より中堅層以上の年代の  
方が多いという傾向があります。しかしながら、空き家は個人所有物であり、貸手側  
のご理解がないと促進が図れないのが現実であり、住民のご理解が得られるよう、担  
当課が中心に、根気よく物件の情報収集はもとより、貸手側、買手側のマッチングに  
重点を置き組みたいと考えております。

これは業者とも、宅建協会とも提携を結んで、今、取り組んでいるところでありま  
す。また、空き家バンクなんかも登録をお願いしてきているところであります。こう  
いったことが、先ほども言いましたように、直接というのは今の状況はなかなかいか

ないにしても、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供という、こういういいところの民間主導になりますけど、そういうものが進んでいけたらなど、このように思っております。これは一番大事だろうというように思っておりますので、大きな空き家は宝として、そしてまちづくりの移住の促進に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、2の雇用確保へ役場が働く場として役割発揮をということで、専門職等の積極的配置、確保の推進をについて答弁させていただきます。

和東町の職員につきましては、和東町職員定数条例により定められているところがありますけども、人口が6,000人以上で推移していた平成5年には最大121人の職員数が定められていましたけども、人口の減少や国の三位一体の改革等で町税や地方交付税の減収により財政運営が厳しくなったことから、職員数の削減が必須となり、現在は81人の職員体制で運営をしています。

役場における専門職の雇用につきましては、平成12年の介護保険制度創設により、地域包括支援センターでの保健師をはじめ建設・建築分野での有資格技師など、時代の要請に対応した専門職の確保を図ってきているところであります。

なお、和東町国保診療所につきましては、診療収入の収支バランスを利用状況に応じて専門職を配置しているところであり、本町が現在計画している総合保健福祉施設の完成に合わせた適正な人員配置は必要であると考えております。

次に、介護・医療・福祉・農林業等の分野で学ぶ若者の修学支援と定住促進を結合した施策の推進をについて答弁させていただきます。

介護、医療、福祉等に限らず、和東町の若手が大学や専門学校へ入学し、将来の職業の選択肢が広がっていくことは応援したいというように考えておりますので、行政でやらなければならない施策については、引き続き、積極的に支援をしていきたいと考えております。

次に、住民の足をどう確保するのかの(1)グリーンスローモビリティの住民向け

運行は断念したのかのご質問につきましてお答えいたします。

平成29年、お茶の京都から始まりましたグリーンスローモビリティは、茶畑を見に来られた観光客が道に迷われたり、狭い道路で路上駐車され、住民生活に支障を来すなどの課題を解決するため導入させていただいた経緯がございます。当初は1台の車両で運行開始いたしました。令和元年度にはさらに1台を購入し、2台で運行できるようになりました。そのため、充電しながら住民の皆様にもご利用いただきたく、町内の商店、診療所、路線バスに接続するルートを実行させていただくこととなりました。

令和元年度は中和東ルートを実行、本年度は西和東・東和東ルート、そして現在、柚田・別所ルートの実証実験を行っているところでございます。利用者の多くが自家用車をお持ちで、グリーンスローモビリティには新たな移動手段として関心を持っていただけるきっかけになったかと思っております。住民向けの運行は実証実験をした期間も短いことから、運行を断念するのではなく、もうしばらく実証する期間が必要であるというふうに考えております。今後も住民の皆様の地域公共交通会議でのご意見をいただきながら、さらなる利便性の向上、新たな地域交通の在り方を検討しております。

先ほどの高山議員の答弁と異なる面が一部ございます。これはそのときにも申し上げましたように、こういう足のない町でありますので、高齢化してきますと住民の足というのは非常に大事になってきます。岡本議員が質問の中でも言われましたけども、20年の課題、確かに、最初ときにはJRバスが引き上げると、こういう後に奈良交通に非常に重点を置いて進めておりました。それがご案内のとおり、どちらが先か後かになるわけなんですけども、人口との問題、利用者との問題、朝のご質問で収支のバランスとか、いろいろ答弁させていただきましたが、この辺のところの課題が大きくなりました。時には300円均一の利用の方法とか、路線維持のためにいろいろやった経緯もありますが、いずれにしても、なかなか難しい経緯でありました。とにかく今、

大きいのは、朝も答弁をさせていただきましたように、まず第一には、奈良交通の現在の路線バスは和東町にとっては主観的で大事な道路であると思っておりますので、これは基本に据えて考えていかなきゃならないと思います。

そして、それにどう補足していくか、そして、どうするか。朝も意見もありましたように、そのときはコミュニティとかタクシーの利用の仕方とか、いろんな手法があります。こういったことは将来のまちづくりにおいて可能性の中の一つとして引き続き検討していくことも大事だと思っております。

そういう意味で、これからは住民にとって高齢化時代に向かいますので、ここは大きな課題であるというふうを受け止めて行政を進めてまいりたいと、このように思っております。

次に、3番、総合保健福祉施設の整備場所選定についてでございますが、整備場所の決定に当たっては、公有地で5か所の候補地を選定いたしました。委員会で様々な視点から検討を行っていただきました。そこから2か所に候補地を絞り込んでいただき、委員会としての最終判断は町に委ねられました。2か所の候補地も和東町の地理的条件からすれば全体に安全であるとは言い切れない場所ではありますが、近年の土木技術の進歩により安全面は担保できるものと思っております。

また、役場周辺に決定した理由に、長年懸案事項となっている特養施設の進入路の整備問題も併せて解決できるよう努力していきたいと、このように思っているところであります。

いずれにいたしましても、本施設は和東町民の心のよりどころとなることを目指しておりますので、町民になじみがあり、利便性が高く、また、住民ワークショップなどでも住民の希望の多い観点から考えていきますと、町役場隣接地を整備場所の対象といたしました。

朝からの福祉課長の答弁もありました。この施設が総合的な施設になるように、これからはいろんな面において大きなまちづくり、高齢者とか住民にとって健康とかそ

うというのが皆キーワードになってまいります。そうなってきますと役場との連携、総合支援センター的な役割、いろんなことを考えますと、住民にとって利用のしやすいというのも一つの方法だろうかなど、このように思っているところであります。

そういう意味で、たまたま住民の皆さんの声もそういうことが多かったと、こういうことから、その欠点を補完しながら、なるべくそういったものを実現すればというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、ほかの答弁につきましては担当課長から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

次に、4. コロナ禍による生活や生業への影響調査を実施し総合計画等に反映をについて答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、住民生活への影響や和東町の基幹産業である茶業、または観光業や飲食業等の町内産業への大きな影響が生じているものと承知しております。この間、国・府の各種支援施策に加えて、数度の補正予算を編成いたしまして、住民生活への支援、これは特別定額給付金、新生児特別定額給付金、子育て世帯等生活支援給付金、簡易水道料金の軽減や事業者への支援、茶業経営者支援給付金、事業者応援給付金、生活応援商品券事業などを行ってきたところであります。

今後、新型コロナウイルスワクチン接種が始まることにより感染症を終息させ、日常を取り戻すための、まさに希望の光が見えてきたところではありますが、この新型コロナウイルス感染症は都会から田舎へデジタル社会の流れなど、社会経済に大きな変化をもたらしております。こうした変化をしっかりととらえ、今後10年間の和東町総合計画を策定していくことが重要だというふうに考えております。

このように朝からダブるところがあると思いますが、今、このことによって大きく田舎の果たす役割という価値観が変わってきております。そういった大きな社会の変化に対応したまちづくりというのがこれから先10年間の総合計画の根幹をなすと、



このように考えております。そういう中で、このコロナ後の社会というのは、私たちもじっくり、きっちりと見てやっていかないといけないかなど、このように思っております。

現在、総合計画審議会において、こういった面におきまして活発なご意見をいただきまして、今、検討をしていただいているところでございます。ウイズコロナ、ポストコロナの視点も踏まえた計画をしてまいりたいと、このように思っております。

また、4の(3)住民生活や生業への支援は今こそ重要。具体的な考えはにつきましては、国の15か月予算、第3次補正の新型コロナ対応地方創生臨時交付金等を活用いたしまして、令和3年度も引き続き、コロナ禍の住民生活や事業者への支援とともに、コロナ終息後の地域経済の回復に向けた必要な予算を国にもお願いしているところでございまして、こういうことで、これから強く要望をしていきたい。また、そういう面に私どももまちづくりも支点を置いて頑張っていきたいと、このように思っているところであります。

なお、その他のご質問につきましては担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、岡本議員からいただきました質問へのお答えとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、1番目の定住人口を増やすための(3)定住、移住をサポートするコーディネータの専任配置、地域での「案内人、世話人」の配置をにつきましてお答えいたします。

現状の定住・移住サポート体制につきましては、移住呼びかけ人5名が、暮らし・集落活動・住居に関するアドバイス、農業・農村での就職に関する相談を受けており

ます。移住を希望される方、移住された方が定住できるサポートに当たっていただいているところでございます。

その移住呼びかけ人のうちお一人が和東町活性化センターの職員で、そのノウハウを有されていること、また、農泊事業で地域との関わりが深いことから、令和2年度より和東町活性化センターに業務の一部を委託しまして、空き家の掘り起こし、空家バンクへの登録促進、また移住希望者の来庁時の相談業務、地域のパイプ役として、定住・移住のサポートをしていただいております。

総務省では2021年度から、地方に移住して活性化のリーダーになれる人材を市町村が採用し、国が財政面を後押しする制度を新設される予定でございます。地域づくりに携わった実績のあるコンサルタントやNPOのメンバー、地域おこし協力隊の経験者を想定されているところで、活動する地域に住民票を移し移住してもらうことが条件で、地域プロジェクトマネジャーとして地域の活性化に向けた役割を担う制度となっております。

定住・移住をサポートするコーディネータの選任配置、地域での案内人、世話人としてこうした制度の導入も検討してまいりたいと考えております。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、岡本議員の一般質問、大きな2番、「住民の足」をどう確保するのか、（2）コミュニティバス、デマンド交通等の検討を早期にというところでご答弁させていただきます。

午前中、高山議員のほうからも質問がございまして、堀町長のほうが答弁いたしましたように、私も、犬打峠トンネル開通となる3年後に向けて交通体系の検討が必要

と考えているところでございます。また、特に、南山城村のほうで本年度からデマンドタクシー事業が開始されたということを知っておりますので、この事業を参考にしながら、奈良交通との乗り継ぎなど、幹線路線との接続を中心に研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。また、コミュニティバスにつきましても同様でございます、同じような形で検討・研究を進めたいと考えているところでございます。

次に、（３）奈良交通の路線運行をどう考えるのかについて答弁をさせていただきます。

奈良交通バス和東木津線につきましては、平成14年10月から運行を開始されてきて、当初は木津駅までの運行でございました。この木津駅というのが京都府の中で唯一国庫補助路線として認定を受けた路線でございます。しかしながら、住民の利用者の減少、また少子化等によりまして、平成23年度だったと思うんですけども、加茂駅までの運行にさせていただきます、できるだけ赤字を少なくしようということでこれまできたところでございます。19年目の運行になりますが、やはり利用者が極端に少なくなっているというのが大きな課題でございます。この利用者の減少によりまして赤字額も相当多額になってきておりまして、午前中の答弁でもさせていただきましたように、6,200万円ほどの運行損ということで出ているところでございます。

国庫補助路線ということで国・府から補助金をいただきまして、本来であれば約4,100万円の負担となるところでございましたが、新型コロナウイルスの交付金がつきまして、令和2年度の補助金負担額については約2,300万円ということでございます。

一方、コロナがなければどうなったのかというところでございますが、年々、利用者は減少してきておりまして、やはりなかなか黒字になることは難しいというところでございます。和東町の財政負担も考慮いたしまして、和東町では過疎対策事業とい

う形のソフト事業と位置づけまして、この路線バスの補助金とエンジェル基金ということで、子供の医療費の無償化の基金という形で活用させていただいたところがございます。しかしながら、過疎事業債のソフト事業分というのは、それぞれの市町村で上限が決まっております、和東町におきましては4,270万円でございます。路線バス事業の赤字補填額が約4,100万円でございますので、できるだけこの赤字補填を減らすという形で、今後検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

現在、約1時間に1本のバスの運行路線でございますが、これを減らすとなると、やはり住民の足というところでマイナスになってくるのかなという部分もございまして、府道宇治木屋線のトンネルの開通後、やはり住民の皆さんとともに一緒に考えていきながら、奈良交通バスを新しい交通体系というところで研究を深めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、岡本議員の一般質問、3. 総合保健福祉施設の整備場所選定についての（1）基本計画で整備場所を役場周辺と判断した科学的な根拠は、また、4. コロナ渦2年目への対応について、（2）積極的な検査実施を。高齢者施設、医療機関、介護や福祉現場等での全面的、定期的検査実施をについて答弁させていただきます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、整備場所の選定につきましては、一定の公有地があるところで、町の中心部に近く、土地の確保がしやすく、住民の方の利便性や関係機関との連携が確保しやすいところ、また、一定の敷地規模が確保しやすいところを目安に5か所の候補地を整備の対象といたしました。町内のプロジェクトチ

ーム、ワーキングチームでの議論や住民ワークショップ、総合保健福祉施設整備検討委員会で様々な視点から検討をし、その結果、2か所に候補地が絞られ、各候補地それぞれの第4次総合計画をはじめ各計画との整合性、利便性やまちづくり、また、安全性や事業の経済性について評価し、町役場の隣接地を整備場所の対象といたしましたので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、4番の「コロナ禍2年目」への対応の(2)積極的な検査実施を。高齢者施設、医療機関、介護や福祉現場等での全面的、定期的な検査実施をについてですが、高齢者の入所施設や障害児(者)の入所施設に従事する職員につきましては、京都府が検査を実施すると、先日、報道発表があったところでございます。町内の医療機関や介護・福祉現場などでの検査につきましては、各事業所などで必要に応じご検討いただきたいと思います。

現在、和東町住民の皆様方のご協力によりまして陽性患者が一人も出ていないわけですが、今後はワクチン接種の体制整備を早急に行い、ワクチンが和東町に配分された後には早急に住民接種を行いまして、この感染症を押さえ込みたいと思っていますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、私から岡本議員への一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長(小西 啓君)

岡本議員。

○8番(岡本正意君)

それでは、まず、定住人口の関係で、ここでは住宅整備について伺いたいと思います。

定住を進めるためには、住む場所、また住宅の確保が不可欠だということは、この認識は一致しているというふうに思うんですね。町長も必要だというふうに繰り返言われてきました。ただ、問題は、今の答弁にもありましたように、いわゆる公営住宅、空き家以外の町として住宅を整備していくという選択肢がないという点だと思う

んです。

先ほども言われましたように、第4次総合計画で空き家の活用というものを柱にした対策を進めてこられましたけども、やはり結果として、それだけで対応することには限界があるということが明確になったと思うんですね。空き家対策そのものは一方で進めていく必要があるというふうに私も思います。ただ、やはり公としての責任をしっかりと果たして、一定数の法によらない定住促進のための住宅を整備する方針が今後の第5次総合計画という意味では必要だと。そこを除外しないということが大事だというふうに思うんです。

一つご紹介したいと思っているのが、山形県の遊佐町というところがあるんですけども、ここの町に電話させていただいてお話も伺ったんですが、平成27年に町営若者夫婦向けアパートというのを整備するという計画を持っておられました。それがどうなったのかという話を聞いたんですけども、結果としては、いわゆる町営というか、町で建てるというのは断念されました。しかし、その後、この間、町長がずっと言われていますように、いわゆる町の公有地を貸し出して、そこに民間の事業者にアパートを建ててもらおうと。そこに若者の世代を中心に入居を勧めるということがその後、行われました。

実際に、集合式が1棟8世帯入れるということです。あと、戸建てが12棟、全て賃貸で若い世代向けに造られました。これをするに当たって町としては、土地の提供以外に建設費の一部補助というのをされています。1戸が130万円で、上限が1,000万円ということをしていて、財源は過疎債を充てておられます。これは平成28年度からされているんです。こういう民間の力を借りるなら借りるでですね、こういった取組などもよく研究いただいて、トンネルが3年後にという話がずっと出てきますけども、トンネルが開いてから考えるということじゃなくて、やっぱりそこに向けてどういうメッセージを出すかということが問われていますので、こういったことを早急に決断もしていただいて進めていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺もう一

度お願いできますか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、言われますように、住宅行政というのは私も大事な行政だと思っております。そういう意味で、早くからトンネルだけやなしに、岡本議員も早くからいろいろ質問されてきましたように、P F I ということを利用することが大事だろうと。このP F I の中では、民間業者との話合いの方法があると思います。いわゆる土地を提供するからやってくださいとか、建てるものについては過疎債を受けてやりましょうとか、そういうことで今までから細かいところの余地というのは、村でもそういう方向で検討されていたということですから、まず、民間の業者と話合いということは今までから拒んではきてないんで、むしろ進めてまいりたいと、こういうことでやってきました。しかし、民間の条件があるものですから、なかなか具体化はしていないというのが実情であります。

そうなりますと、今度はトンネルができてきますと非常に状況も変わってまいります。こういったことの可能性が開けてくるというように思っております。しかし、それを待つというのではなく、従来どおり、もしP F I の条件が整うのなら、この話合いをしていくべきだと私は思っておりますし、むしろ和束町も同じことで、町営住宅というのは経常経費を増やすということで非常に厳しい状況にあると思っておりますので、P F I で完璧に民間が入ってきてもらえる、これ以外はないだろうと思っておりますので、そういうことの中でこれからも話を進めていきたい。

一つには、民間が乗ってきていただけるかというのが大きな課題であると、こういうことでご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

もちろん町が直接といった方法も今後の国の動向であるとかいうのがもし条件が開けるのであれば、ぜひそこは選択肢に残していただきたいと思いますけども、ただ、やはりここはプロポーザルで公募されていたということなんですけども、こういったことも含めて、住宅自身を空き家以外にちゃんと確保していくということが大変大事だというふうに思いますので、ここはぜひ具体的に、強く、今、進めていただきたいというふうに思います。

それと、次の公共交通の問題ですけども、ここは先ほど総務課長の答弁で、いわゆるデマンドも含めて排除せずに、奈良交通につなぐということもありますけども、そういう公共交通を考えていくということは答弁されましたので、これはグリーンスローモビリティの試行運転が終わってからということじゃなくて、同時並行でちゃんと検討いただきたいなと思っています。ですから、やはり全面的にいろんな方法を使ってどう足を確保するかということ、そこはぜひ全面的な検討を、これは要望だけにしておきますけども、お願いしたいと思います。

3番は飛ばしまして、コロナの関係で一つだけ福祉課長に質問しますけども、先ほど言われましたように、京都府が高齢者の入所施設について3月末までをめぐりに全面的に検査するというふうに言われました。これは前進なんですけども、ただ、1回だけなんです。定期的な検査までは踏み込んでない。ですから、やはり今後、変異種等の流行等も懸念される中で、定期的にそういったことをしていかないと意味がないと思いますので、もちろん国や府にそれも要望しつつも、町として可能な限りそういった検査を実施していくという方針を持って、一定財源も確保していくということを私は要望したいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）



福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたように、京都府の3月末までの各入所施設等での検査は確かに今回の1回限りのものと聞いております。次年度以降についてはまだ計画もされてないところですので、今後これはどうなっていくかも分からないところではございますが、今、重きを置いて考えているのがワクチン接種というところで、患者を出さない、陽性者を出さない、これの対応・対策のほうを重視してやっているところでございます。

確かに、ワクチン接種は任意でございますので、国民全員が接種するということではございません。そして、16歳未満につきましては、いまだにきちっとしたデータが出てないということで、接種対象者から日本国内では外れているという現状の中で、国民全員がワクチン接種するというような状態にはなっておりませんので、今後、陽性患者が和東町内、また周辺近隣市町村等が出る可能性もございますので、検査の重要性というのは十分に承知しているところではございますが、今のところ和東町でそれを定期的にやるというような計画は持っておりませんので、まずはワクチン接種の体制を整えさせていただき、住民のほとんどの方に接種していただいて、極力、患者を出さない方向でやっていきたいと。それ以降につきましては、また、随時検討していきたいと思っております。

岡本議員がおっしゃられるとおり、これにつきましてはワクチン接種だけでなく検査も並行して進めていくというのは十分分かっているんですけども、検査機関、また医療従事者、人的な人数、マンパワーについても限りがございます。今、医療現場が物すごく逼迫しているというのは報道等で皆様もご承知のことかと思っております。ですので、まずは和東町といたしましてワクチン接種のほうを重点的に考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ワクチン頼みでは駄目だと思うんですね。これは効果もまだ分からないわけですから、ですから、ワクチンの接種をスムーズにやっていく上でも検査を徹底してやられるということがないと、結局、医療現場の逼迫もどんどんまた上がってくるわけです。無症状のそういった方をどうつかまえるかというのが今回のコロナの一番の勘どころですから、ここをしっかりと握った方針を持っていただきたいと思いますし、もちろん府や国にも要望をいただいて、検査がもっと徹底的にやられるようにしていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

それでは、残り時間ですね、ほかの件についてはまた予算で触れていきたいと思いますが、いわゆる総合保健福祉施設の整備場所の関係なんですけども、施設の整備自身はもちろん必要な事業ですし、これからの町の保健福祉の拠点となる施設としてぜひいいものを造っていただきたいと思っております。

ただ、一方で、そういう大事な施設だけに不透明さを残してはならないと思いますし、利用する住民の方が本当に安全安心に利用でき、そういうところに建てる必要があるという意味から幾つか確認したいと思います。

まず、いわゆる今度の基本計画の変更についてなんですけども、グリンティ和東の隣接地の評価についてまずお聞きしたいんですけど、検討委員会の案では、いわゆる災害の危険性が少ないというふうに言っていたんですね。ただし、経験則では云々という話があったりとか、基本的には災害は少ない、危険は少ないという評価ですと。変更後に災害の危険性はあるというふうになって、候補地の隣接する大勘定川のデータはないが、和東川の推移が上昇すると一定の浸水が想定されるというふうになりました。これによって評価が○だったものが△に下がっているんですね。

そこでお聞きしたいんですけども、大勘定川のデータはないとしているのに、なぜ浸

水が想定されるというふうに見えるのか、また、当初案では危険性は少ないにしても土砂災害の対象にしていたわけですね。それが変更されて土砂災害は除外されております。完全に危険因子から外していると。これは候補地としてはよい条件のはずですけども、全体として評価は下げしております。このような変更を行った経緯であるとか、科学的な根拠は何ですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、周辺の方々、また和東町をよく知っておられるの方々、いろいろな方からもご意見をいただきまして、確かに、科学的な根拠的な数字どうこうというものではございませんでしたが、大勘定川のところにつきましては、数字では今のところ手元に置いているものではございませんけども、一定の浸水が想定されるというのは川を見ていただいても分かるとおりに思います。

土砂災害につきましても、一定の土砂災害の指定はされていないという表記には変えさせていただいて評価のほうは変わったわけなんですけども、これにつきましては検討委員会の委員長をはじめ、その関係の方々に聞かせていただきまして、こういうような評価のほうに変更させていただいたということでございます。

委員会のほうでも議論等々があった浸水想定のお考え方として、確かに防災マップ等で洪水情報等の考え方が記載されております。和東川に関することも多く書かれていて、大雨によって氾濫等洪水が想定されるというところではあったんですけども、役場周辺では特に3メートル未満の想定とかもございました。

これにつきましては、昭和28年の水害・災害のときに氾濫した過去がありましたので、その後の100年雨量の計算の下、河川が改修されているということで、護岸の構造もコンクリート構造に変わっておるところでございますので、堤防決壊等を防

ぐ構造となっているというところで、こちらのほうでもさほど大きな問題が出てこないのかなというところで表記のほうを変えさせていただいているところがございます。ですので、今ご質問があったところにつきましては、細かな数字的なものを出したものではありませんので、それにつきましては当然、今後、地質調査等をしていった中で進めていくことにはなろうかと思えます。

さきの町長の答弁、私がさきにさせていただいた答弁にもありましたように、検討委員会等々の中で進めていただかせた中での最終的な候補地として役場の周辺地というふうに決定させていただいたということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

基本的に、その根拠はないと思うんですね。

あと、役場の隣接地の評価についても言いますと、洪水災害についての安全性については、ここにありますように、記載はないと書いてあるんですけど、その前に、和東川浸水想定区域水深1メートルから5メートル未満に指定されているというふうに記述されているんですね。変更後はその記述の後に、いわゆる一定のかさ上げや人工基盤等による浸水対策は可能だという内容が追加されました。それから、土砂災害に対する安全性については、当初は、土砂災害警戒区域イエローゾーンに指定されているということだけ書いてあったんですけども、変更後は、その後に、建物が崩壊することはないと追加されて、その後さらに変更があって、崩壊する危険性は低いというふうな表現に変えられております。ただ、いずれにしましても、この変更によりまして個別評価がもともと×だったものが△に上がっております。

これも先ほどと同じことなんですけど、変更された根拠ですね。特に聞いておきたいのは、いわゆるこの前の全協のときに崩壊することはないというふうに言い切ったことについてどうなのかという話をしました、私。その後、危険性は低いというふう

に変更された。これは何で変更されたんですか。その後、「ない」というのと「低い」というのは全然違いますよ。評価だって変わってくると思うんですよね。何か科学的な評価とか、そういう根拠を裏付けるものというのは変更する上で何かあったんですか。その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この表記につきましては、確かにご指摘のとおり変更させていただきました。これにつきましては、私ども事務局福祉課の国語能力語彙力の関係ということで、こういうような断定の仕方ではというご指摘の中で、確かにおかしいかなというところで変えさせていただきました。

土砂災害につきましては、確かにイエローゾーンには設定されているところではございますが、ここにつきましては京都府等の聞いているところによりますと、単純に山の高さだけで割り出されたもので、正確にボーリング等々の調査をされた科学的な根拠はないというものの中でのイエローゾーンということでございました。当然ながら、検討委員の中には和束町の住民でない方も入っている中で、こういうところのお話もさせていってもらった中で、表記のほうとかも変えさせていただくということになったということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

基本的に科学的な根拠って全くないと思うんですね。私が言っているのは言い方の問題を言っているんじゃないですよ。どういう表現をされても自由だけど、それを言うだけの根拠を示してほしいと言っているんですね。それは言い過ぎだったから変え

ましたということじゃなくて、そこがちゃんとしてないと安全性というのは図れないと思うんですね。

ここで一度確認しますけども、いろいろ言われましたけども、この基本計画の中にもありますように、災害というものに対する安全性の評価では、いわゆる洪水災害についても土砂災害についても評価としてはグリーンティ和東隣接地のほうが的確だというふうに書かれていると。評価は高いというのは認められますね。それは認められますね、どうですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、確かに、個々それだけを見ればそういうことにはなろうかと思えます。ただ、これだけではなく、答弁でも申し上げておりましたが、いろいろな検討の中での候補地ということでございます。安全面については一定さきに答弁させていただきましたが、また、町長の答弁にもありましたけど、建築技術等、県の土木技術等の発達によりまして一定の対策が取れるということでもございました。それによりまして候補地のほう、和東町の隣接地を対象にするという形にさせていただいたということもございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこはやっぱり否定できないと思うんですよ。いわゆるほかのいろんな要素と言われますけども、例えば、役場との連携とか、前、言われましたよね。町長が全協で前に言われました。隣にあったほうが一体的にできるから。だけど、先ほどの午前中の答弁で、施設には福祉課等のそういうものが入るということですから、全く矛盾はな

と思うんです。むしろ同じところにあるというのは、災害のリスクは認めておられるわけですから、要は、一定の対策をしなかったら安全じゃないということなんですよ、基本的に。だから一定の対策をするんですよ。

そういうところにそういう施設を建てるということは、両方とも結局被災する。そこには診療所とか保健福祉の機能があるわけですから、そういう機能というのはどんな場合でも生き残らなかんわけでしょう。そのときに一定そういう機能が途絶えてしまうということも全く検討されていないと思うんです。ただ、単にそこはちょっとかさ上げしたら安全だみたいなことしか考えてないというのでは本当に安全で確保されないし、本当に機能を保つという意味でも問題があるなというふうに思わざるを得ないと思うんです。

利便性についても、例えば、湯船の奥に造るとか、西和東の奥に造りますでしたら分かりますよ、利便性はちょっとなって。だけど、実際、バス停でいえば1駅でしょう。いわゆる基本計画には、バス停からの距離も大きく変わらないし、車での移動はどちらも問題ないで書いているわけですよ。この程度の利便性で災害リスクの高い場所を選ぶ根拠や理由というのはどこにあるのかと、そこへの説明もないんじゃないかというふうに思うんですよ。

財政の面でもどうかと思うんですけど、これは一応、基本計画の中にある数字として出してますけどね、いわゆるグリーンティ和東の隣接と役場隣接でいえば、大体、本体というのは7億円台なんですね。どれも本体価格はほぼ変わらないんですよ。だけど、役場隣接になると9億円とか10億円とか11億円になる。これはなぜかと言ったら、いわゆる人工地盤ですよ。これをどうしてもやらないと安全が保たれないということで、いわゆる1.4億円から3.7億円ぐらいの経費が余計にかかるという試算になっているわけですよ。これは言ったら、財源的にも財政的にも大変リスクは高いというふうに私は思うんですよ。

先ほど来からいろんな大規模な工事をせないかんというときに、より安全で、より

財政が節約できるという意味では、役場のほうに町が判断するというのはどうも理解できないんですよ。最終的に判断を任されたと言うけどね、そこのちゃんとした説明がないと思うんですよ。

私が言いたいのは、以上のことから、今回の判断というのは、やはり科学的な根拠に基づくとか、何よりも住民の命や安全を最優先したものとは到底思えないと私は思ってます。やっぱりさきに役場隣接というところに造るという結論がありきで、意図的な変更を行ったんじゃないかと。根拠もなく都合のいいように、こっちのほうの評価が上がるようにと私は言わざるを得ないと思うんですよ。

その辺、町長ね、そうじゃないんですか。再度、最低でも今、言ったようなことに対してちゃんとした科学的な根拠を示してやっていく必要があるんじゃないですか。そういうことも抜きに、要は、災害リスクもこっちのほうが高い。財源的にもこっちのほうが高い。それを補って余るほどの利便性の問題とか役場の連携の問題というのは本当にあるのかと私はいろいろ考えてみてすごく思ったんです。そういう意味では、そういうところはちゃんと答えを出してやる必要があるんじゃないかと思うんです。そうじゃなかったら、今度ありきで、もともとからやったんじゃないかというふうに言わざるを得ないと思いますので、そうじゃないと言うんだったらちゃんと説明いただきたい。

○議長（小西 啓君）

町長、あと1分でやってください。

○町長（堀 忠雄君）

今回、五つから二つ選んでいただきました。二つについても、いつでも欠点というのか大変なことはあります。今、岡本議員はこちらのことを詳しく言われましたけども、ハザードマップってハザードという意味ですから、住んでるところはきれいに説明します。住宅のないところは余り知らされていません。今、建てるとして、ご案内のとおり、トンネル工事をするとき溝をつけていかないといけない条件で、途中まで



土地を買いましたが、財政状況の関係で途中で置いております。だから、あそこについては、それもまだハザードには出ておりませんが、そういうことをきっちりしていくといずれも100点満点ではない。だから言われたとおり、どちらも長所があり短所がある。こういうことを考えていくと、あとはそういう中での判断が入ってきます。そのときには住民の皆さん、委員会の方のご意見がどこにあるのか。

それと、これからは大きく変わり得る役場の機能と、そしてそういった住民の拠点となる安心安全と、いろんな面の拠点の中で連携した施設というのは、これは当面考えていかなきゃならないわけでありまして。そういうことを総合的にその中で考えていくと、役場は60年先、まだあると思うんですが、そういう中で相互判断すると、今の段階ではベストじゃなしにベターをしていかなきゃならない。私どもが判断するんだったら、この二つ以外にもっといいところを探してもらったらまた別だと思いますが、この二つを示していただいた中では、なかなかいかない。

それと、もう一つはハザードの中で示しておりませんが、安心安全からいきますと、和東町が水没とかする場合には設計の中で浸水の耐えられる状況をしております。それは低水護岸を設けております。そういうことを考えていきますと、どちらにしても同じような状況にあります。

○議長（小西 啓君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後2時30分～午後2時40分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）」、「承認第2号 専決処分の承認を求めることに

ついて（令和２年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決）」、以上２件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第１号及び承認第２号の提案理由を申し上げます。

承認第１号 令和２年度和束町一般会計補正予算（第７号専決）は、新型コロナウイルスワクチン接種開始に向けた準備及び体制整備等を進めるため、承認第２号 令和２年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決）は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の再発出に伴う水道基本料金の軽減を実施するため予算補正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年３月３日提出

和束町長 堀 忠雄

１枚おめくりいただきまして、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年2月16日

和束町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和2年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）

2. 専決理由 新型コロナウイルスワクチン接種開始に向けた準備及び体制整備を進めるため、また、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の再発出に伴う水道基本料金の軽減を実施するため、予算を補正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）

令和2年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,230万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和3年2月16日専決

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に報告をさせていただきます。

15款国庫支出金、8億9,205万3,000円、2,540万円、9億1,745万3,000円。

歳入合計、40億8,690万円、2,540万円、41億1,230万円。

おめくりいただきたいと思います。

次に、歳出のほうでございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に報告申し上げます。

4款衛生費、5億6,848万9,000円、2,540万円、5億9,388万9,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりいただきまして、「第2表 繰越明許費」でございます。

款、項、事業名、金額の順に説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、体験交流センター改修事業、6,998万8,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、1,585万1,000円。

以上でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和2年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）、No.1の資料をよろしく願いいたします。

1ページから4ページまでにつきましては総括で重複しておりますので、5ページ、6ページのほうをよろしく願いいたします。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額2,540万円。

これにつきましては、1節保健衛生費補助金ということで、新型コロナ対応地方創生臨時交付金（水道料金軽減事業）551万1,000円、新型コロナウイルスワク

チン接種体制確保事業費補助金1,988万9,000円でございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものの説明とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で、補正額が1,988万9,000円でございます。

主なものといたしまして、1節報酬ということで、会計年度任用職員等、また職員の時間外勤務手当213万9,000円を計上させていただいております。

また、10節需用費で150万6,000円、医薬材料等の消耗品費で129万1,000円を計上しております。

12節委託料では1,190万6,000円の予算、そのうちコロナワクチン接種会場設営等委託料で472万7,000円、コールセンターに係りますオペレーター業務委託料614万1,000円が主なものでございます。

また、14節工事請負費で155万2,000円、このうち海洋センタートイレ改修工事で132万8,000円が主なものでございます。

また、17節備品購入費で206万9,000円、このうち超低温冷凍庫非常用電池ということで150万円の予算を計上させていただいております。

次に、同款、同項、4目の環境衛生費で補正額が551万1,000円でございます。

これにつきましては、27節繰出金ということで、簡易水道事業特別会計繰出金、2月、3月分の水道基本料金の軽減分でございます。

9ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいております。また、お目通しのほうをよろしく申し上げます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、承認第2号の報告をさせていただきます。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年3月3日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、専決処分書でございます。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年2月16日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）
2. 専決理由 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の再発出に伴う水道基本料金の軽減を実施するため、予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）

令和2年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月16日専決

和東町長 堀 忠雄

おめくりください。

「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順で説明させていただきます。

1款使用料及び手数料、6,715万6,000円、△551万1,000円、6,164万5,000円。

第6款繰入金、6,561万4,000円、551万1,000円、7,112万5,000円。

歳入合計でございます。1億7,990万円、補正額ゼロで、1億7,990万円でございます。

なお、歳入の繰入れの補正でございます。歳出についてはございません。

予算に関する説明書でございます。お手元にお開きください。

総括を飛ばさせていただきます、3ページ、4ページをおめくりください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料でございます。補正前の額6,701万円、△551万1,000円、現年度分の2月、3月分の水道料金の軽減分の減額でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。今回、先ほど説明がございましたように、551万1,000円、一般会計より水道使用料軽減分として繰り入れます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の専決でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

では、予算に関する説明書No.1のほうでございます。

コロナワクチンに関する質問をさせていただきたいのですが、先ほど一般質問でも若干ございましたが、その中で触れられてなかったところがあるのかなと思ってまして、再度確認なんです。コロナワクチンを予約していて当日キャンセルされたとか、そういった場合の対策というのが先ほどの一般質問の中では触れられてなかったかなと思いますので、その確認をお願いしたいです。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

1 バイアルの薬で今のところ5人5回分の接種ということで、予約をその単位で受けるつもりではおるんですけども、確かに、当日、体調不良、いろんな理由でキャンセル等が出る可能性はございます。それにつきましては、今、京都府にも確認しておるところでございますが、場合によったら接種会場にいる者が接種してもいいのかというところで、高齢者ではございません。当然ながら体制を取っておる者は和東町の職員であり、臨時職員であり、医療従事関係の方になろうと思うんですけども、そちらのほうで接種してもいいのかどうか、それで薬の無駄、廃棄する部分をなくしていく方向でいいのかどうかというのを今、確認しているところでございますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）



その対策もしっかり検討していただいて、せっかくのワクチンですので、無駄にならないようによろしくお願いします。

次に、被接種者送迎委託料として計上されております。先ほどのご説明の中では、社会福祉協議会の外出支援ということで、そういった活用も検討されているということなんですが、農繁期に係りますと協力員の人数を確保するのに大変な状況もあったりするかと思うんです。当然、このワクチン接種だけじゃなくて、通常の医療の通院にも利用されている方もおられるかと思いますので、そのあたりの体制というののどのように考えておられるでしょうか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

さきの答弁のほうで申し足りないところがありました。申し訳ございません。これの送迎の体制でございますが、今、高山議員がおっしゃられましたように、通常の病院なりというので、そちらのほうに送迎のほうが一部行かれるということも当然想定しております。ワクチン接種につきましては午後想定してやっておるので、多分、送迎が終られた後、午前中の診療が終わった後にお願いできるかと思っておるんですけども、農繁期になりますと当然ながら難しいということも出てきますので、これにつきましては、一応、今回80万5,000円の予算を上げさせてもらっている中で、改めて会計年度任用職員等職員を募りまして、そちらのほうで送迎していただくというふうに考えているところでございます。それにつきましてはの予算80万5,000円ということでございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

これは無償輸送ですので、一定の講習を受けたりとか必要ないかというふうに思いますので、そこの体制はそういう形でお願いしたいと思います。

あと、オペレーター業務の委託ということなんですが、クーポンを公布されて、その後、問合せが集中する可能性もあるかなと思うんですが、それ用のオペレーターですかね、これは何名ぐらい予定されているんですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、今、高山議員からありましたように、予約体制に対するオペレーターということでございます。予約と、また予約体制とか接種日等々の相談等を受けるところということでございます。今のところ2名のオペレーターを予定しているところでございます。ただ、当然ながら、2名でやっていきますと一時電話が集中したりして対応できない場合がございますので、その場合につきましては福祉課のほうに電話が転送されるようにも設定する予定をしておりますので、オペレーターで対応できない分については福祉課が対応させていただくと。

内容によりまして、副反応また後遺症等の医学的な難しいような質問等が来ましたら、それにつきましては京都府のコールセンターのほうをご案内させていただいて、そちらのほうで一定対応していただけるということを聞いておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

進む中でいろんな課題も出てくるかと思いますが、そのあたりは臨機応変に対応できるような体制を検討いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いし

ます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私のほうからはまずワクチンの関係なんですけども、先ほどの村山議員の一般質問や今の高山議員の話と極力重ならないようにしたいと思うんですが、まず、ワクチンの話にありましたように、供給自身が不透明な状況がございます。それで、先日のテレビ等でも、都道府県に対してどんだけ来るのかよく分からないといった、それが2,000なのか1,000なのか、あと、都道府県がその後どう配るのかというのもまだ分からないということで、そこは困惑されている部分もあると思うんですけども、そこで確認したいのは、いずれにしても、一定数の数が来ないことにはなかなか予約も取りにくいということはあると思うんですけども、そういう点でいうと、予約を取ろうと一つの目安として、どの程度までワクチンが届けば予約を開始して予約を入れていくというような見込みはどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、予約を取る以前に住民への案内、クーポン券の配付、こちらにつきましては、京都府のほうからこのときにワクチンが来るというようなお話をいただいた時点で作成のほうにかかって、住民のほうにお配りしようかと思っているところでございます。

先ほどの休憩のときに事務室のほうへ戻りまして、一定、京都府のほうで4月26日の週に京都府下の市町村に1箱は提供できるというようなお話をいただきました。

これは書面でちゃんといただいたところでございますが、ただ、やはり皆様ご承知のとおり、政府をはじめ供給については日々報道のほうで動いた形の報道をされておりますので、今現時点で京都府として4月26日の週に各市町村に1箱は配付するというお話をいただいておりますので、福祉課といたしましてはそれに向けての準備をさせていただいて、接種のスタートの日にちが決まり次第、早急に住民のほうにお知らせした中で、そこからの予約の体制を取らせていただこうと思っておりますので、数日で予約を取るかというようなことではなく、住民にも検討していただく期間も置いた中でのオペレーター設置、予約の開始をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

その1箱というのは大体どれぐらいの数なのかということはあるんですけども、いづれにしても、当初のイメージでは、例えば、今回65歳以上の人が千七百何人いるという話の中で、ちゃんとワクチンがあって、それで順番にみたいな話のイメージはあったんですけども、どうもそんな感じでもないという。順次来て、また予約を取っていくというふうになると思うんですけども、そこは両方については丁寧に出していただきたいというふうに思うんです。

それと、先ほど高山議員のほうから、キャンセルの場合の話がありました。もし、キャンセルがあったときには、まだ問合せ中という話ですけども、いわゆるそこにいる職員であるとか従事者あたりでという話がありましたけども、もし、それがいいですよとなった場合に、やっぱりそれはそれで例えば会計年度任用職員の方とか、そこにおられる方が事前に自分は打つのかどうかというのはちゃんと確認した上でないと、突然言われてもどうしようとなる関係がありますから、例えば、事前にそういうことを想定するんであれば、そういう事前の接種の意向の確認というのを取った上で、そ

ういうこともあり得ますのでということでやったほうがいいと思うんですけども、その辺は取りあえず確認だけですけどね。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かにおっしゃられるとおりに、事前の確認が取れない中で急に言われても困られるということがございますので、そちらのほうは従事していただく前に確認させていただこうと思っているところでございます。

キャンセルのタイミングにもよると思うんです。一応、薬が冷凍の状態ですと来ておりますので、解凍して、生理食塩水のほうで薄めた中で使っていくという形でございますので、そうなってしまいますと、一定の時間内で打たないといけないので、今、言っておりましたように、そこにいる職員に事前に聞いた中で接種していくと。

解凍もしくは生理食塩水で希釈前にキャンセルとか分かった場合には、できるだけ調整していきたいというので、次の接種の機会に薬を回すというふうに考えておるところでございますが、何分、皆さんご承知のとおり、不安定な薬でございますので、冷凍から冷蔵、また常温で生理食塩水で希釈する、その全行程で保存の期間がどんどん変わってくるということでございますので、そのタイミングに合わせて薬の無駄がないような形をとりたいと思っております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一つ、先ほど接種の関係で高齢者優先でいくんですけども、例えば、さっきあったわらくの入所者とかは、わらくでみたいな話が出ていて、あと、デイサ

ービスやショートの関係はどうか、今、協議中だという話がありました。ほかに、そこではないけども、送迎もあったとしても、自宅でないとしんどいという方もおられるというふうに思うんです。そういうときの訪問診療での接種、いわゆるかかりつけ医による接種ですね、そういったことも一応やるという方向なのか、取りあえず、当面の高齢化の関係は集団接種を基本にするということですので、例えば、医療機関でやりたいとかいう人はそれでということとは多分、今は考えておられないと思うんですけども、ただ、どうしても移動が困難な方に対する戸別の訪問による接種というのはやるという方向で考えているかどうかを確認したい。

それともう一つは、海洋センターの場所を使うわけですけども、一応、週に3回ぐらいですかね、午後の利用ということですけども、やはりいろんな方が出入りしてしまうと。先ほど言うように、土足で行くという話でいきますと、一定の消毒といった分も、もちろんこれは必要になってくると思うんですけども、そこも含めた中での会計年度任用職員の採用ということによろしいでしょうか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、初めのご質問のほうでございますが、今、そちらのほうは検討しているところで、和東町医療班の班長の先生と相談した中で、訪問診療による接種のほうはやっ  
ていかなければならないであろうという話はさせていただいているところでございま  
す。

ただ、接種の順番、タイミングには、やはり集団接種のほうをさきにさせていただ  
いた中でやっていくという形で、なかなか医療体制のほうは取れないということ  
ので、集団接種が終わったタイミングぐらいの訪問診療、もしくはその中間での訪問  
診療のほうは考えているところでございます。

次のB & G海洋センターのほうでございしますが、先日、総務課長と中学校のほうへ行かせていただいて、B & G海洋センターにつきましては、主に中学校の体育とクラブを平日の昼間、夜間等につきましては民間の住民の利用者の方が使われているということではございますが、9月末までの間、完全に利用を止めていただいて、接種会場として完全封鎖してしまった中で利活用していくということで考えているところでございます。

おっしゃられるとおり、土足で上がっていったら天候等々によりまして泥とか砂とかが上がってくるということがございますので、当然、そちらの清掃・消毒についてもやっていくということでの予算の設定でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員、これで終わりです。

○8番（岡本正意君）

そこはぜひ丁寧に対応いただきたいというふうに思いますし、ワクチンについては、いつされるにしても、副反応であるとか、基礎的な知識等については事前に丁寧な情報提供、また情報発信のほうをしていただくことや、普段から、もしかかりつけ医がおられる場合は相談いただくことも含めて、事前の周知についてはお願いしたいと思います。

最後にもう1点、総務課長にお聞きしておきたいんですけども、今回、いわゆる地方創生臨時交付金の残の部分で水道料金の関係に充てていただいたということなんですけども、いわゆる昨年来、2次補正までのところで交付金が下りてきて、先ほどいろいろやってきたという話をされているわけなんですけども、十分100%支出できなかった部分とかを今回こっちに回していただく部分があるんですけども、この551万1,000円でこれでの2次補正までの分で下りておきた分というのは、全て支出済みになるのか、それともまだ残っていて、繰越しも含めて対応されようとしているのか、もし、分かるのであれば次の繰越しも含めてこんなことに使っていきたいという方向

がもしあるのであれば説明だけお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまで、新型コロナウイルス対策交付金ということで国からいただきまして、第3次補正で8,400万円の交付金をさらにいただくという形になります。一定、事業につきましても、余っている部分については、この3月議会の2日目で、当然、繰越事業も含めて提案をさせていただきたいというふうに考えております。国からいただいた交付金につきましても貴重でございますので、住民の安心安全のために使えるよう努力をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

海洋センターのトイレの改修工事についてなんですけれども、これは今度の接種タイミングとか、いろんなことが不安定要素になっているわけなんですけれども、期間的にはどのような見込みで、どういった改修になっているのか、その点お願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、海洋センターのトイレにつきましても、男性・女性それぞれに分かれております。ただ、男性のトイレにつきましても、全て和式になっております。女性のトイ



レについても和式になっております。今回、コロナウイルスのワクチン接種ということで高齢者の方が利用されるということで、障がい者用のトイレ一つのみ洋式となってしまうので、今回、男性用のトイレの洋式化、女性のトイレも洋式化を図って、住民の方が利用しやすいようにさせていただきたい。

工事期間については3月いっぱいを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○7番（岡田泰正君）

そしたら、一応、コロナの接種時期に間に合うように、早急に、時間配分もいろいろ考えながら予定を進めていっていただきたいなと思っております。

それから、一つ、老婆心なんですけれど、3万3,000円の超低温の冷蔵庫の電源工事という欄がございます。今日、テレビを見ていると、たこ足配線から電源を取って、千何本回数ですか、その分のワクチンがパーになったというふうなニュースが流れておりました。電圧が悪かったのか電流が悪かったのか、その辺は定かじゃないんですけれど、その点、十分注意してですね、大切な薬品ですので、そういったことが起こらないように工事のほうも進めていただきたいなと。老婆心ながら指摘だけさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

私からは、1点だけお願いします。

ワクチンの接種のときに使う、今も言われた電源なんですけど、もし万が一、地震なんか起きて停電になった場合に対する対処はどのように考えておられるんですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

緊急の場合につきましては、今回、専決で予算のほうを入れさせていただいてます17節備品購入費の超低温冷蔵庫非常用電池、これが大型のバッテリーになっておりました、これで一定時間は過ごせるというふうに考えておるところでございます。

ただ、電線等電気等の復旧が間に合わないぐらいの大型な地震が起こりますと、これにつきましては、当然、和束町だけの問題ではなくなるぐらいの大規模な地震ということになりますので、そちらについての対応につきましては、もしこのバッテリーが駄目なときには発電機等の対応も考えられるんですが、多分そのときについては、町保有の発電機はほかの防災対策のほうに利活用になってくると思うので、その節にはワクチンは一定あきらめるようなことになってくるかもしれないと。ただ、そこまでの大規模なものでない場合の停電につきましては、一時この非常用の電池で対応して、その間に停電復旧のほうにかかりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）」は、原案のとおり承認されました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）」は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）」は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第1号 令和3年度和東町一般会計予算、議案第2号 令和3年度和東町湯船財産区特別会計予算、議案第3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計予算、議案第4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計予算、議案第5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計予算、議案第6号 令和3年度和東町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明として、施政方針を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

本日、令和3年度一般会計予算をはじめとする諸案件のご審議をお願いするに当たり、提案理由に替えまして、令和3年度の施政方針についてのご説明を申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延・拡大により社会経済活動が停滞し、これまでの生活様式が大きく見直されるなど、新型コロナウイルス感染

症が猛威を振るった1年でありました。このような状況の中、本町において感染者が  
いまだ出ていないという状態を維持できていることは、住民の皆様がそれぞれの立場  
で感染防止対策にご協力をいただいている結果であり、深く感謝を申し上げます。

本町においても、住民の皆様の生活支援・経済的負担の軽減を図るため、様々な対  
策を講じてまいりました。令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の早期収  
束を目指し、全庁を挙げて感染防止対策や生活支援等に取り組んでまいり所存でござ  
います。

令和3年度当初予算は骨格予算での編成となりますが、これまでの取組を令和3年  
9月に策定予定であります「第5次総合計画」へつないでいくため、前年度からの継  
続事業を含め、第4次総合計画をさらに発展・充実させていくこととして、引き続き、  
施策の基本方針である6つの協働プログラムに沿って予算編成をいたしました。

第1に、「和東を担う次世代の人づくり協働プログラム」でございます。

整備計画を策定し、検討を重ねてまいりました和東保育園の耐震改修工事に係る設  
計事業を実施し、安心・安全な保育環境の構築・充実を進めてまいります。

また、18歳までの医療費無償化や保育園から中学生までの給食費無償化などの施  
策を継続し、子育てに対する切れ目のない支援を引き続き推進してまいります。

第2に、「住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム」でございます。

新型コロナウイルスに係るワクチンの供給状況が不透明で先が見通せない中でござ  
いますが、関係団体と協力体制を構築しつつ、迅速かつ円滑な接種に向けた体制の確  
保に取り組んでまいります。また、感染状況や社会経済状況などを総合的に勘案し、  
臨機応変に必要な対策を講じてまいります。

令和2年度に策定いたしました「第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事  
業計画」や「第6期障害者福祉計画」等に基づき、多様な支援を充実させ、着実に施  
策を展開していくとともに、住み慣れたまちで安心して暮らすことができる体制を構  
築してまいります。

第3に、「安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム」でございます。

令和元年度より事業着手してまいりました「祝橋整備事業」について、令和5年秋の完成に向け、本格的な架替工事を開始してまいります。

また、石寺橋整備事業や町道拡幅改良事業などについても計画的に進め、安心・安全で生活の利便性を高める道路・橋梁ネットワークの形成を推進してまいります。

平成25年度に整備いたしました「茶源郷行政情報配信システム」の機能強化・更新を実施し、ホームページの更新と併せまして、行政情報の発信力を向上させるとともに、災害時における情報伝達の強化を図ってまいります。

また、高齢者のバス利用促進のための利便性の向上を図るとともに、地域公共交通の在り方についても慎重に検討を進めてまいります。

第4に、「自然を守り、ともに暮らす協働プログラム」でございます。

激甚化する災害に備え、河川の浚渫事業や護岸整備を実施するとともに、消防力強化のため、防火水槽整備に向けた設計事業や小型動力ポンプ付積載軽消防車の更新を進め、住民の生命と財産を守るための施策を展開してまいります。

安全な水の供給のために、簡易水道事業や下水道事業などのインフラ整備・管理を着実に実施するとともに、国からの要請に基づき、経営状況を的確に把握するため、地方公営企業法の適用に向けた取組を進めてまいります。

第5に、「和東のブランドを高める協働プログラム」でございます。

本定例議会で提出させていただきます交流ステーション、いわゆる農産物直売所につきましては、茶源郷和東の充実・発展に寄与する拠点として、地域の皆様の協力の下、運営を開始し、和東茶をはじめとした地域ブランドの普及・販売等を進めてまいります。

また、こちらも本定例議会で提出させていただきますゴルフカートを利用したグリーンスローモビリティ周遊観光事業につきましては、実証実験を重ね、茶畑ガイド等により満足度の高かった観光ルートにつきましては有償運送を開始させていただきます、本

町の魅力を存分に生かした観光振興と地域活性化を推進してまいります。観光に特化した自治体の有償運送につきましては、全国初の取組であります。3月25日に出発式が開催される予定でございます。

新型コロナウイルス感染症により開催が延期となりましたワールドマスターズゲームズにつきましても、2022年5月13日から16日に開催が決定し、さらなる機運の醸成や自転車競技の裾野を広げる取組を進めてまいります。

第6に、「住民・事業者・行政がともに進める協働プログラム」でございます。

全国初の取組となります「文化的景観調査事業」と「伝統的建造物群調査事業」を一体的に実施し、住民の皆様とともに、本町の生業景観を次世代に継承してまいります。本年9月に策定予定であります第5次総合計画につきましても、住民の皆様の意見を反映させながら、共に和束町の将来について考えてまいります。

以上、和束町第4次総合計画後期基本計画をさらに発展・充実させていくこととして、6つの協働プログラムに沿ったまちづくりを進めてまいります。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を通じ、改めて、住民の安心・安全な暮らしを守ることの重要性を痛感したところでございます。住民の生活を守り抜くことを最優先としつつ、犬打峠トンネル化をはじめとした将来の展望を見据えながら、新たな和束町の歴史を皆様とともに紡いでいけるよう、まちづくりに邁進していく所存でございます。

今後も、住民の皆様、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げますとともに、限られた財源を有効活用しながら、積極的に各種事業に取り組んでまいります。

令和3年度各会計予算は、一般会計33億1,550万円、湯船財産区特別会計480万円、国民健康保険特別会計事業勘定6億1,020万円、直営診療施設勘定1億700万円、簡易水道事業特別会計1億9,760万円、下水道事業特別会計2億8,240万円、介護保険特別会計保険事業勘定7億1,800万円、サービス事業勘定690万円、後期高齢者医療特別会計7,750万円、令和3年度予算総額は53

億 6 7 0 万円となります。

どうか議員各位の一層のご協力とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、令和 3 年度予算案並びに関係議案にご賛同賜りますよう切にお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小西 啓君）

お諮りします。

本予算の審議につきましては、議員全員の 10 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 7 号までの令和 3 年度和東町一般会計予算及び令和 3 年度和東町各特別会計予算の以上 7 件については、10 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第 8、議案第 8 号 和東町体験交流センター耐震補強及び改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 8 号の提案理由を申し上げます。

令和 2 年 9 月 10 日に工事請負契約を締結した和東町体験交流センター耐震補強及び改修工事請負契約を変更する契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めたくここに提案をさせていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第8号を朗読をもちまして提案させていただきます。

議案第8号をお開きください。

議案第8号

和東町体験交流センター耐震補強及び改修工事請負契約の  
変更について

和東町体験交流センター耐震補強及び改修工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

契約金額に係る部分中「6,864万円」を「7,069万7,000円」に改める。

令和3年3月3日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

資料No.8をもちまして概略を説明させていただきます。

今、変更させていただきますのは4番の契約金額のところでございます。6,864万円を7,069万7,000円に変更でございます。

次に、右に移っていただきまして工事の変更箇所でございます。

1番の変更内容ということで、屋上軒樋改修工事に係る工事の増、それから屋上軒樋改修工事に係る安全対策（外部足場設置工事）の増ということでございます。

次に、めくっていただきまして、A3の図面がございますので、これを見ていただきまして説明させていただきます。

図面の中で赤く着色したところが変更点でございます。まず、雨漏り対策に伴う屋



上軒樋改修工事は、施工管理を委託をしている当該設計業者によりますと、足場を設置し、女子トイレ天井部の雨漏り、それから階段部分の雨漏りを調査したところ、屋上の排水ドレンに長年にわたり雑草・土等が堆積したことにより、木の根が張り、今、連合の教育委員会が入っておる厨房ですね、あの部分だったんですけど、その改修のときに取り付けた受け樋に雨水が直接流れず、木の根を伝って2階の天井に漏水したと思われるということございまして、単に排水ドレン周りの清掃をするだけでは経年後、同様になる可能性が高いということが判断されますので、堆積した雑草・土の除去、清掃後、軒の樋をカバー工法によりまして排水経路を変更の上、改修するというものでございます。

また、もう1枚おめくりください。

これがこの屋上樋の改修工事に係る安全対策でございまして、設計段階では親綱に安全帯をかけて施工を実施するというような形で計画をしておりましたが、労働安全衛生法の基準もありまして、安全対策を図るには足場は必要であるということございまして、足場を使つての作業というものに変更するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 8 号 和東町体験交流センター耐震補強及び改修工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 8 号 和東町体験交流センター耐震補強及び改修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 9 号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましての提案理由を申し上げます。

本年 2 月 3 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行することとされたことに伴い、関連する和東町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私のほうから、議案第 9 号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 9 号

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 日 提出

和 東 町 長           堀    忠 雄

めくっていただきまして、

和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例

和東町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）

附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ということで、資料 No. 9 ということで、新旧対照表をつけております。横長の新旧対照表となっております。

改正内容といたしましては、先ほど町長からの提案理由にもございましたように、2 月 3 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布されて、その後、2 月 1 3 日に施行ということになりました。

和東町国民健康保険条例のほうで影響を受ける内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症傷病手当金の支給対象となる傷病の定義付けが一定整理されたということでございます。

現行と改正後案につきまして新旧対照表に載せさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

確認ですけれども、今回の改正は特措法の関係での整理ということもあるんですけども、いわゆる傷病手当の支給に関することになっておりまして、これは確認なんですけれども、いわゆるこの間、新型コロナウイルス感染症になった場合の被用者について傷病手当を支給するというふうになっているんですけども、その定義自身は変わらないと。いわゆる被用者だけと言ったら変ですけども、ここの国保の自営業者とか、そういった部分での被保険者全体に対するものではないのは今も変わらないんですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。被用者に対する支給ということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それで、やはりこれは1年ほど前、新型コロナウイルスが感染して以降、国保の関係で被用者に対する支給は認めるということはあるんですけども、被保険者全体に対する傷病手当という点では規定されておられません。やはり今後ですね、いわゆる自営業者や農家の方、被保険者全体にこの傷病手当自身を支給する対象に入れていくということを必要じゃないかというふうに思うんですけども、その辺の検討等はどうか。ぜひ、入れていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

被用者への傷病手当の支給につきましては財政支援がございます。ただ、申し上げましたように、その財政支援といいますのは、被用者への支給ということでございますので、ご質問の被保険者全体ということにつきましては、そういう財政支援がないということもございますので、今のところ考えていないということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今後まだこの感染状況がどうなるか分からないということもありますし、令和3年度におきましても次の波が来るかもしれないというおそれもあります。そういう点で、より被用者の方への支給は当然ですけども、やはり国民健康保険の被保険者全体としてそういった手当をしっかりと支給するということはぜひ検討いただきたいということで要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

現行と改正後になっているんですけど、現行というのはSARS、MERSのことで、そして、改正後が今回のコロナウイルスということによろしいでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

先ほども岡本議員のご質問に答えた内容と一部重なるかもしれないんですが、国からの通知によりますと、改正の前後で財政支援の対象となる傷病の範囲に変更はないということですので、よろしくお願いいたします。

特に、昨年前ぐらいですから、イギリス等を中心に変異株というのが出てきているということでございますが、日本国内でも何名かいらっしゃるようなんですが、変異株によるものについても従来より含まれているということで通知をいただいておりますので、今回、条例改正をお願いしますが、傷病の定義といいますか、この病気ということについては変更はございません。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第9号、和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第9号 和東町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号 和東山の家指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第10号の提案理由を申し上げます。

和東山の家の指定管理者期間が令和3年3月31日に満了いたしますので、その管理者として一般財団法人和東町活性化センターを引き続き指定いたしたく、今回提案させていただいた次第であります。

どうか慎重審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第10号の提案の説明をさせていただきます。

議案をお開きください。

議案第10号

#### 和東山の家の指定管理者の指定について

別紙のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6号の規定により議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

令和3年3月3日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

#### 和東山の家の指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称 和東山の家

位置 和東町大字白栖小字猪ケ口 2 4 番地の 3

2 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人和東町活性化センター

代表理事 奥田 右

3 指定管理者となる団体の住所

京都府相楽郡和東町大字白栖小字大狭間 3 5 番地

4 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まででございます。

右側の資料 N o . 1 0 でございます。

指定管理者となる団体の概要についてご説明させていただきます。

1 設立年月日

平成 2 4 年 4 月 2 日

2 設立目的

この法人は、和東町内の住民の交流活動及び和東町地域外住民との交流活動を推進することにより、コミュニティの形成を図るとともに、スポーツの振興、青少年の健全育成、特産品の開発・普及を行い、これらの活動を通して観光産業の振興を図り、もって活力ある地域社会の創造と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 指定管理料

なしでございます。

次ページにつきましては、活性化センターのほうから出てきました令和 3 年度の事業計画、それから収支予算書でございます。また、その後段につきましては定款等です。これ組織の内容の部分につきまして添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。



○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

山の家関係につきましては、昨年のコロナウイルスの関連の補正予算というのがあったかと思うんです。そのときに私、質問させていただいたので、今すぐなんで記憶に戻ってこないんですが、条例だったか規定だったか、指定管理者に関する要綱事項があったかと思うんですが、その中で指定管理者を指定した場合の協定書が必要になるというようなことは質問させていただいたかと思うんですが、今回新たにそういったものを作成されるのか、それともここにあります事業計画とか収支計画書とか、そういったものでそれに充てられるのか、そのあたりをお願いできますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、一般財団法人和東町活性化センターにつきましては、一般公募によりまして民間の会社に全委託するわけではなく、和東町が関与して決算報告等、事業計画等を受け付けしながら審議していくという状況で、監視下にございますので、新たに覚書を交わす必要はないかというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

ただいま令和3年度の事業計画書並びに収支予算書を拝見させていただいているわけなんですけれど、今年度コロナの感染症によって大きく予算に伴う数字に届かなか

ったと。それによって補填をされたということが事情にありました。令和3年度につきましてもワクチンができたものの、次年度になるのか、コロナ禍が終わってしまうのか、その辺は定かじゃないわけなんですけども、そういったことは計画書並びに予算書の中に含まれているのか、どのような形になっているのか。

要は、コロナが収まった状態で予算されているのか、あるいはこれから今年の1年間のコロナの状況を鑑みながら予算並びに事業計画書を計上されているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

出してきているのは活性化センターの内容でございますけども、去年の6月に上げてきた実績報告によりますと、青少年合宿で今回600人となっておりますけども、772人が実績でございます。ただ、これにつきましては、もう既に今の段階で予約が満杯ということでございまして、抽せん会をやったというようなことも聞いております。ほかの一般につきましては、先ほど議員がおっしゃったように、コロナの関係がございますので、半分程度の見越しの数字にはなっておるような数でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

この計画で去年の人数が一般の方については2分の1になっているということですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

去年というよりも平成31度、言わばコロナの影響がなかった時期につきましては1,289人のご利用がありました。今回は一般の方とそれからクラブサークルとかの形で540ということで、半分ぐらいに抑えるような形で取りあえず固定費の関係のバランスが合うようなところの数字だと思います。ただ、やはりこういった状況で、先が読めないところではございますが、経営努力をするということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

そういったことだったらまだ安心するんですけどね、やはり状況が余りにも変わってない。よくなるだろうという情報は確認は取れると思うんですけど、完全に終息するというわけではないので、そういったことを見越した予算書であるならば、その辺を工夫して、なるべくよそのほうから繰入金にならない、あるいは補助金を入れない、そういった経営方針をもって万全たる対策の中で経営をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第10号 和東山の家の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第10号 和東山の家の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号 グ린ティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第11号の提案理由を申し上げます。

グ린ティ和東横に建設いたしました建物を「交流ステーション」の名称でグ린ティ和東の一部として設置するための条文改正、及び現在月額16万円としている和東茶カフェの使用料及び交流ステーションの利用料を8万円に規定する条例の改正であります。

和東茶カフェの利用料設定時はグ린ティ和東の工事が完成しておらず、ほかの部屋の使用料を参考に算出しておりました。しかし、グ린ティ和東を和東町の交流と農業振興、地域づくりを推進する拠点として設置しており、その目的を持って使用する団体等に実質の光熱水費に合わせた月額8万円に合わせたいと考えております。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第11号の提案を朗読をもってさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第 1 1 号

グリンティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 日 提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

条文でございます。

グリンティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

グリンティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のとおり改める。

(設置)

第 1 条 和東町における農業振興及び農村文化の向上を図るため、町内外の住民が広く交流し、本町の自然豊かな文化や歴史、さらには基幹産業である茶業等恵まれた農村空間での生業を活かした地域づくりを推進するとともに和東茶をはじめ地域ブランドの普及、販売及び喫茶やふるさと産品の提供等を通じて、茶源郷和東の充実、発展に寄与する拠点として「グリンティ和東」及び「交流ステーション」を和東町大字白栖小字大狭間 3 5 番地に設置する。

別表（第 5 条関係）を次のとおり改めるということで、別表 5 条関係でございます。

今回につきましては、和東茶カフェ月額 8 万円の部分、1 月に満たないときはその月の現日数で日割りによって計算した額とし、1 0 0 円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

それから、交流ステーションは月額 8 万円ということで、1 月に満たないときはその月の現日数で日割りによって計算した額とし、1 0 0 円未満の端数があるときは切り捨てるものとするということで、附則、この条例は、公布の日から施行するというこ

とで、右のほうに資料N o . 1 1 で、議長のお許しが出ております。

この表のとおり、下線部、それと別表第5表の入れ替えということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

畑議員。

○9番（畑 武志君）

確認という意味で質問いたします。

実は、なぜ交流ステーションになったのか、この疑問は私は分かりません。というのは、予算をつけてこられたとき農産物直売所というようなことになっておりました。それがなぜこうして交流ステーションになったのか。

実は先日の産業委員会で現地を見ました。確かに、町長いわく、ここに交流ステーションができると、こういうようにちょっとした広場ができた。これはいいことだなと、このように思ってたんです。ところが、住民の方から、あそこはいつオープンする。あの農産物直売所はいつオープンするということです。ずっとそういうお話を聞いたんですけども、交流ステーションとなった場合に、和東町の住民の受け方はいかなものかなと、このように思うんです。この辺の説明だけお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

条例としての名前につきましては交流ステーションという形で使っておりますけども、今度、運営何とか市場とか、農産物直売所とか、そういった形での通称名、愛称ですね、そういったものはつくっていただけたらと思っております。あくまでも条例上の設置条例の中でのうたいということで名称でございますので、ご理解いただけた

らと思います。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

ということは、この交流ステーションの入り口には交流ステーションと書くのか、例えば、農産物直売所と書くのか、どっちなんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

交流ステーションという名前ではなく、使用された団体、住民団体ですね、そういった形で愛称をつくっていただいて、その名前で外に向けて提示とかしていただくということでございます。

現に今ある運動公園にありますてらす和豆香、あれもふれあい工房ということで条例はつくっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

その辺は確認いたしました。

もう一つ、次の和東茶カフェに今までは月額16万円でした。今回、交流ステーションと和東茶カフェを分けております、8万円、8万円。ということはね、和東茶カフェの茶は今まではこちらでお茶を売っていたと。ところが、これを見ておると、農産物でもお茶を置くということなんですか。じゃ、ないんですか。お茶はあくまでもこっちなんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

和東茶カフェを開設した時点で、あれは和東茶のお茶を売る場所ということで限定させていただいておりまして、現在、こちらのほうにつきましてはブッキングしない。当然、敷地の中で売るものは同じ、かぶるということではできませんので、お茶は売らない。ハーブティー等は活性化センターがやっておりますので、それについては販売しますが、和東茶としての販売はしないということでございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

そうすると、この和東茶カフェの16万円が8万円になった理由はいかがなんでしょうか。私、分かりませんが。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この16万円の設定時ですね。まだ、工事中でございます。建設中、改修中でありまして、実際には動いておりませんでした。その中でほかの部屋、茶審査室で午前中1,500円、それから午後1時から5時まで1,700円、夜間2,000円というような形で部屋の設定をしておりました。そのときの部分で電気代を勘案しながらですけども、これは全て使用料という値段になっております。部屋の大きさを勘案しまして、その当時の使用料の算出につきましては、前の設定では一番高い会議室が一番広かったです。その会議室の午前中2,000円、それから午後から2,200円、夜間2,500円、これを参考に計算させていただきまして、それを全て足して、8



時半から5時までの時間帯、それから夜間ですね、若干延びるであろうということで、1時間当たりの単価625円等勘案しますと、1日5,300円ほどになりました。それを30日使うというような計算をいたしますと約16万円という形になりましたので、この16万円という数字で設定させていただいた次第でございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

ということは、16万円というのはあくまでもまだ使っていない仮定の話の16万円でしたか。これやったら16万円かかっていたやつがこないなったというようにしか取れないんですよ。ちょっとおかしいなと思って、だから今これを聞いたんです。

今、説明したとおり、例えば、2,500円を何時間ということで延べ人数を見たらこの金額になってきます。だけど、今回だけでこの金額でいったら、この金額になると思うんです。工事期間中はあけてなかったからお金を取ってなかったです。月額取ってなかったということですね。グリーンティ和東が工事をしていたから、16万円と書いたけど、16万円もらってなかったということでしょうか。そういうことじゃないんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

算出方法としまして、その前の設定する時点のときにつきましては、参考の床面積で使用料を算出したということでございます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

ちょっと分かりにくいですよ、これ。ちょっと分かりにくいからどう解釈したらいいのかと思って。

○議長（小西 啓君）

グリーンティが16万円やろ。それ取ってたけど、今度は8万円にすると、それで8万円にしたということやろ。

○9番（畑 武志君）

二つしたら、交流ステーション8万円、8万円で16万円になるんですよ。分かるんですよ。だけどね、交流ステーションは8万円とって、カフェを8万円にしたらね、これはどういうこと。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど提案理由にもございましたけども、実質、今、光熱水費で使っているのが8万円ほどで、言わば、工事中の止めてた時期と、それから和東茶カフェが再開した時期の電気代と光熱水費の差額を見ますと、大体、月8万円ぐらいが上がっているんですということで、実質必要とする光熱水費につきましては、その当時は想定で、平成元年ぐらいにグリーンティ和東ができたときに設定した額を基にして、2年ほど前の16万円を決定したんですが、今回につきましては、電気代、光熱水費ですね、この現実の金額に合わせた形の中での使用料にしようということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今、なかなか分かりづらいところなんですけど、この8万円は、光熱水費ということ

で充てたということなんですね。当初の考え方と実態と差異があつて、そのあたりで光熱水費ということで8万円を充てたということなんですね。

今回、交流ステーションについても8万円ということなんですが、これについての光熱水費、またこの8万円の根拠というのはどのようなものなのか。

グリーンティ和東の場合、会議室の使用料であるとか、要するに、名目としていろいろあるわけですよ。交流ステーションの場合は何もなく8万円となっているんで、その説明不足かなと思いますので、また、そこをよろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

グリーンティ和東改修工事のときも2階とかの部屋は使っていたいたんです。使用実績を持ちながらやらせていただいたところございます。

あと、エアコン、光熱水費で一番お金が上がっているのが電気代なんですね。電気代としますと、今のグリーンティ和東のほうの和東茶カフェが使っているエアコンとビルトインエアコン、それから今、言っている交流ステーションのビルトインエアコンと小さな壁掛け式の普通のエアコンですね、そういった部分につきまして、グリーンティ和東のほうは天井埋込型が2台、それから交流ステーションが3台という形なんですけど、壁式がグリーンティ和東は3台、交流ステーションは2台ということでございまして、若干能力の違いはあるとは思いますが、敷地面積につきまして、若干、交流ステーションのほうが広い。ほぼ同等の100平米前後の面積ということで合わせたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

要するに、面積についても、エアコンのシステムについても、交流ステーションのほう小さいわけですよ。大きいんですか。大きいので、要するにグリーンティ和東の各階層の延べ面積と今の交流ステーションとの比較で同じような大きさになるということでしょうか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

申し訳ございません。ややこしい話になっておりますけども、あと、敷地の部分もございまして、交流ステーションのほうも厨房はちょっとあるんですけども、お茶の出していただくところの和東茶カフェのほうでガスを炊いて、お茶を沸かして、お茶提供というような形でどんどんやりますので、水のほうも若干温かいということございまして、あくまでも想定の中、いけばきちっとたたいて、それは月当たりの使用料でたたいてございまして、月8万円ぐらいが適切ではないかという判断をさせていただいておりますので、申し訳ございませんが、よろしくお願ひします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

そしたら、グリーンティ和東の場合、当初の見込みと変わってきて、今回見直しがあった。

交流ステーションについても、今後の使用の状況によって変わってくる可能性というのは今後あるんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

私としては、その時点でどうだという未来のことは分かりかねませんが、取りあえ

ず、延床面積的にはほとんど一緒であるというような形でございますので、今回こういう価格を設定させていただいておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今、聞いていると、ちょっと分かりにくい点が多いんですけど、取りあえず、単価が出てますね。これに対して金額を合わせているような感覚があるんですけど、こういった形はオーナー的な考え方、使わせてやるから、こんだけの費用にしとくよ。だからこんだけのお金をくださいね、それでペイできるよというふうな考え方なんですね。そうすると、私たちが建てたやつを一般に任せて、それならいつでも独立できない。自営できない。やはり子が親に甘えるような甘えが出てしまう。だから、何ぼ売上があっても8万円払ったというふうな感覚の中で、自助努力というものが生まれてこないの、発展性というものはないと思う。その辺が非常に僕が心配を致すところですよ。

そもそもカフェにしたかて、交流ステーションにしたかて、もとの金額があるわけで、元手の金額があるわけで、それに対しては減価償却とか、その建物自体の償却そのものは計算できますね。それに基づいて家賃とか、そういったものを決めるべきであって、つじつまはですね、16万円上がっているから8万円、8万円にしたんだというふうな考え方は承服できないですね。だから、もうちょっと現代的に、民間が納得できるようにこういった金額は査定して出してくるべきだろうと考えますが、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

商売というんですかね、収益を求める形の中では、当然そういった形の考え方でいいと思います。ただ、それで建物等電気代をすると月に30万円ぐらいかかるかなと。ただグリーンティ和東とか、今回設置目的のほうも条例改正させていただきましたけども、町内外との交流の場である。入っていただく方については、経営もありますんで、もうけてもらわんならんところはございますけど、大もうけしてもろてどんどん利益を出していただくという思いではなく、あくまでも和東町をアピールしていただく。和東町の振興を図るための施設であるというような考えの中で、誰かに入っていただくことかなくなってしまうと、そういった形でしていただく方ができないということもございますので、そのあたりも含みながら、施設の和東町に対するまちづくりの一環の施策の中にあるものということをご理解いただきまして、確かに、収支のバランスを考えますと当然そのとおりでございますけども、そういった部分の施設でもあるということをご理解いただきまして、ご承認いただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

和東町の施設の一部として潤滑していただきたい。それはそのとおりです。早く和東町の施設として成功していただいて、利益を上げていただいて、その潤いが町民の方々、あるいは来られる人たちの発展になっていただける。そうやって建てたものが一人前になっていく。これは非常にすばらしいステーションの形です。しかし、今のままの経営状態を続けていくと発展性がないと、そこを心配するんです。だから、厳しいことを言いますが、やはり民間の経営のやり方、そういったものを導入しながら徐々に切り離していく、そういう筋道が非常に必要じゃないかと思います。

いつまでこういうことをやっているかという、ずっとやっているんでしょうか。だから、みんななれあいになっちゃうんですね。だから、何のために施設を造って、

何のためにぎわい市場を造っているのか、そういうことが町民としての意識が出てこない。だから、いかにこのものが住民のものだというものを確証できるように早く持って行っていただきたい、そういう努力をお願いしたい。分かっています。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

そのとおりでございますけど、取りあえず今、和東茶カフェ自身もお茶を売りたい農家が寄り添っているわけございまして、一つの利益を求めて、もうけるぞという方向性ではなく、やはり参加されている方は、自らの茶をそこで売りたいという思いでも来られているわけで、確かに売ればそれでもうけがあるんですけど、ぐっともうけるんやというような思いで参加されているわけでもないところもございまして、確かにそのとおりで、前向きでないというご指摘はそのとおりでございますけども、出だしの売ってもらえると、その甘さもあると思います。そのあたりにつきましてはやはり努力していただいて、参加される方は制限せず、どんどん受け入れてくださいと。和東の農家の自分のお茶を売る場所、提供する場所をつくってあげてくださいというお願いをしているところでございますので、確かに、方向的には私の言っていることは変わってくるか分かりませんが、取りあえず寄り添った中で場所を提供して、今までお茶しか作れない、また、入札とか、問屋さんしか買ってもらえない方が自分で値段をつけて自分のお茶を売れるというような場を提供させていただき、そこから成長していただくのが一番ありがたいところでございますので、やはり農家も成長していただくというような場にもなるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

私は別に反対をしているわけじゃないんですよ。それだけは誤解がないようにひとつお願いしたいと思います。

ただ、カフェにしたって、今のお話を聞いていると、いろいろなステーションのことについて、責任者、カフェならカフェをまとめる方、これがないんです。また、私たちが現実には接しているときにも、皆さん同じような立場で話をされます。だから、品質一つにしたかって、責任を持ってこうだとおっしゃる方がないんですね。これは私のお茶だから責任を持ちますよ。Bさんは、私のお茶だから責任があります。こういう関係なんです。

だから、一つの建物の中ではやはり一つの責任者がいて、何かにつけても商品については私が何でも答えられますよ、責任を持ちますよと、そういった方の力というのはポストと言うんですか、そういったものが必要だと思います。それ以外は和東町では駄目なんです。一般の方じゃないと駄目なんです。経営者にならないと駄目なんです。そういったことを私は求めているんです。

このままでやっていくと、何十年たっても発展はないと。ただ、つじつまを合わせてやっている。だらだらだらだらやっているというふうな見通ししか持てない。

また、きついようなことを言いますけれど、そういうような方向でこれから指導していただきたい。人を育てていただきたい。育った後は任せてしまう。それが一つ、人の育て方、そういう事業の進め方だと思うんで、これからひとつその辺に力を入れていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ごめんなさい、初めに戻るんですけど、もう一回確認なんですけど、さっきの話で、要は、現行のグリーンティ和東の使用料で和東茶カフェが16万円だったと。これはいわゆる一番高い会議室の1日にかかる費用を単純に30で掛けて16万円だったとい



うことで16万円にしたけども、いわゆる実際の水光熱費でいくと8万円ぐらいだったので8万円にしたという説明だったと思うんですよね。

確認なんですけど、ただ、和東茶カフェ自身はこの間ずっと動いてましたよね。今現在、現行としては16万円だということは、今現在としては実際は8万円だったけど、16万円払っていただいているということですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この分につきましては、16万円、減免をかけております。現在8万円ということでございます。

減免申請が出ておまして、16万円はとて払えないという部分がございますので、減免申請をかけております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

16万円という額を払われたことはあるんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

ございません。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

当初から減免してたと。何のために16万円なのかというね。要は、本当は16万

円だけど、減免申請が出たから8万円にしましたということですか。それだったら、結局、16万円というのは実態がなかったということですよ。それはあそこが開いた途端から8万円だったということですね。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

この利用料の設定にいたしましてはオープン前で、取りあえず今、言いましたように、大会議室の午前中使用料2,000円、それから1時から5時までの2,200円の使用料、それから6時から10時までの2,500円の使用料のうちの1時間、2時間程度の使用料を足し込んだ形の中で、この表を基に作らせていただきましたということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そんなことは分かっていますけどただ実際は、16万円は払えないということで、8万円に減免してましたということでしょう。あくまで減免ということは、実際、これは16万円と決めた以降に1回も16万円は払われていないということはね、結局、実質16万円なんていうのは形だけで、8万円だったということですよ。だから、何のために16万円にしているのかというのは、言ったら、今の今まで改正しなかったのかとなるんですよ。

今回、交流ステーションができるから合わせてやったといたらそれまでですけどね、実態が8万円だったわけでしょう、光熱水費が。その倍を払わんならんから、とても払えませんということで減免申請と。それで、8万円でもいいですよというふうにしてたということでしょうか。そしたら、実態としては早くから8万円だったわけですよ。なぜ、今の今まで16万円というように置いていて放置していたのかというこ

とがあると思うんですけども、それはそういう経過ということが分かりました。いわゆるこの施設を運営するという意味では、それは余りにもずさんではないかというふうに言わざるを得ないと思うんですよね。

それで、今度の交流ステーションも8万円にしましたと。要は、床面積で電気代が決まりますか。電気を幾ら使ったかによるでしょう。何ぼ広くても、それにつながる電気が少なかったら床面積に比例して電気代が上がるということはないと思うんです。幾ら電気を使うかというね、例えば、電気をつけていろんなことをするから、こういうふうに電気を使うだろうと、そういうことで積算されるはずなんですよ。床面積だけで電気代はこれぐらいかみたいなのはないと思うんですけど、その辺はどのように積算されて、交流ステーションも8万円で、このままでいったのは、16万円をただ単に折半しただけとしか思えないんですよ。ほんなら半分にしとこかみたいなの、面積もほぼ同じやし、ちょっと広いぐらいだけど、16万円だったから半分にして8万円、8万円でいいん違うかみたいなの、そういう設定にしか見えないんですよ。

今度の交流ステーションというものが今後どういうふうな運営をしますと、それでどれぐらい電気を使いますというのは当然積算があってしかるべきだと思うんですよ。幾らかかるか分からんのにつくるなんていうのはあり得へんと思うんですよ。

前の和東茶カフェはもういいですわ。交流ステーションの8万円というものの積算で何なんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

先ほど電気代がほぼ利用料の大半を占めておりまして、和東茶カフェは電気代が7万円ほどかかっております。ガス代・水道代で足して1万円ということで8万円という形でさせていただきまして、交流ステーションにおきましても、電気を一番使うの

がエアコンですね。エアコンの稼働が電気代を上げるというような状況でございます。

グリーンティ和東につきましては、先ほど言いましたように天井ビルトイン型が2台、それから壁掛け式が3台、また交流ステーションにつきましては天井型が3台、壁型が2台ということでございまして、現時点で、実際にどういう形で日々電源が入るか分かりませんが、一定、今、建物自身は独立している部分と、それから中にある部分とで温度差もございましょうし何とも言えませんが、取りあえず今ついている機器につきましては、ほぼ同等のものがついておりますということの中で、床面積もそういう部分でございまして、同額。若干、交流ステーションのほうが広めになっておるところでございまして、その額で設定させていただいておるといこととでございまして、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

ただいまから暫時休憩します。

休憩（午後4時26分～午後4時35分）

○議長（小西 啓君）

会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

私のほうから少し補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、和東茶カフェの16万円の設定関係なんですけれども、基本的に、課長が説明しました、当初は旧の施設の時間当たりの使用料を単純に足して、それで計算させていただいて16万円ということで設定させていただいたんですけれども、結局は電気料、水道の関係も出していただいて、実態としては8万円内で収まるということで、本来なら早いことこの条例改正をさせていただいて、先ほど岡本議員から説明がありましたように、実態に合わせていかなかったら駄目だったんですけれども、今回、交流ステーションを出すときに変更させていただいたということで、まず、おわび申し

上げたいと思います。

それと、交流ステーションとカフェの面積はほとんど一緒でございます。カフェのほうは95平米、交流ステーションは107平米で面積は一緒で、先ほど課長のほうからも説明があったように、これにつきましては、今回、コンサルに計算させています。

それと、電灯料金がどうやって計算しているかといいますと、5キロワットで1日7時間使うということで、電灯料金はコンセントの数によって計算していくんですけども、それで大体26日、25円80銭で計算して約2万3,478円、まず電灯料金のほうを出しています。

それと、あとエアコンが動力を入れてます。これは機械としては物すごく高いんですけども、時間当たりの料金料金が通常のエアコンよりほとんど半分ぐらいで済みますので、それで計算させていただいて、夏と冬はエアコンをかなり使いますので、その時期で10キロワット、3台入っていますので、それで7時間で26日、14円43銭で計算しております、2万6,262円が出ております。

それと、あと、エアコンの中間期というのがあります。必ず季節がきちっと使うことはありませんので、それも計算させていただいて、合計で4万9,600円。

あと、電気、ガス、水道も毎月入ってきますので、それを2万円と計算させていただいて6万9,600円、それと先ほど中間期の使うもんも1万7,000円ほど足しております、約8万円という計算を出させていただいております。これはコンサルのほうで全て計算させて、あと、水道料金とガス料金が若干かかってくるので、それは毎月2万円ということで計算させていただいております。

そういったことで、今回同じような値段になったんですけども、基本的に、エアコンについても台数についてもほとんど同じようなセットにしておりますので、今回、料金を合わさせていただいたということで、すみませんけど、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

なぜ、初めにそういう説明をちゃんとできないんですかと思うんですよね。そこまでコンサルに頼んで積算してるんだったら、それを出せばいいだけの話であって、エアコン何台やるからとか、ふわっとした話の中で説明するとなかなか大変ですので、そういうのがあるんであればちゃんと出していただきたいというふうに思いますし、ただ、こういう公共的な施設の料金設定というのは、もちろん毎年変動はしていると思うんですけども、それは一々変えられないという面もありますので、例えば、どこまでは町で責任を持つとかいうようなことも含めて、一定、そういう料金設定については根拠のあるものとして示していただきたいというふうに思うんです。

あと、中身の話なんですけども、先ほど畑議員のほうからありましたように、もともこの直売所というか交流ステーションの初めというところでは、いわゆる以前、民間の個人の方でされていたような野菜売場とかがなくなったりとかいうこともあって、ガラスハウスを解体してやっていくことを機に、いわゆる地元の野菜を楽しむような直売所をとというのが最初の話だったと思います。その後、ちょっとした軽食を出すとか、何かするみたいで、そういうのでだんだん話がついてきてですね、この前頂いた資料でいうと、野菜のコーナー以外にハーブ、チャレンジショップ、美しい村連合のコーナー、あと、スイーツのコーナー、癒しのコーナーとかフリードリンク、キッズコーナー、住民サービスといったように、幾らスペースといっても、物すごくたくさんのこれは予定かもしれないですけど、そういうものがどんどんどんどん追加されて、それが交流ステーションという名前になってしまった背景にあるんじゃないかと思うんですけど、私が知りたいのは、当初、野菜の直売だというように言って単純な形で出していたようなものが、その後、こういうふうにどんどんどんどんいろんなものが出てきたというのは、いろんな議論をされたと思うんですけど、どういう経過

でこういうふうになってきたのかですね、その辺、経過のほうを説明いただきたい。

それから、この資料にありましたように、この運営主体については運営協議会を設立するというふうになってますけども、その下に協力者として和東町活性化センターで書いてありますよね。その活性化センターというのは、例えば、交流ステーションの運営についてどこまで協力するのか、どこまで関係するのかというのはどういうふうに考えているのか、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほどもご説明させていただきましたけど、農家の集まりでございます。ですから、岡本議員がおっしゃるように、誰かがコアになってやらないとなかなか難しい、主導していかなあかんとところもでございます。活性化センターにつきましては、ハーブであったり、野菜であったりということで、そういった事業もやっておりますので、この協議会の一つの参加者という形の立ち位置を持ちながら、農家を助けていく、この組織を運営していくという中では、事務的なところも農家はなかなか難しいところもございますので、そのあたりを協力者という形の中で、参加者ではございますけども、そういった旗振りを活性化センターにやってもらいたいなというような思いでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

その経過についてよく分からなかったんですけど、どういう経過でいろんなものが入ってきたのかということがよく分からなかったんですけども、今いわゆる活性化センターのほうで毎月だったかな、要はマルシェとかされてますよね。この前もされた

と思います、テラスのほうですけどね、あれはあれですごくいい取組だと思うんですけども、あのマルシェというものを交流ステーションができたことでそこに入れ込んでいくという大変ですけども、マルシェもそこでやるというのはまた別のものなのか、それもそこに参加して日常的なマルシェとしてやっていくということなのか、そのあたりはどうなんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

経過といたしましては、やはり野菜だけではなかなか難しい。言わば収益の部分です、ですから、そういったサービスも上げながら施設を有効に使っていくのがいいんじゃないかというような考え方でございます。ですから、そういった中で集客力を高めていくという努力をせんならんということの中での、先ほどおっしゃっていただいたように、メニュー的にはいろいろ考える中で、最終的に、どのような形で参加者の方に取り組んでいただけるかは分かりませんが、やはり収益を上げていくという中で、そういった工夫をしていただくというような形で組み上がっていったものでございます。

それと、マルシェにつきましては、地域力推進課のほうの補助事業でやっておられることとございまして、募集をかけた中で、町内からそういった参画者、グループでやればそれについての補助金を出しますというような形で、地域力推進課の事業でやっている部分を受けて、前、和東茶カフェ等におられた方々の野菜団体がやられているというような状況でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それは結局やられてますけどね、この前の新聞報道では、活性化センターの方とし



てコメントも載っていて、来年度も拡大していきたいというような話をされているということは記事として挙げられていたと思うんです。そういうタイミングでこれが立ち上がるわけですから、あれをいわゆる発展的にそこに入れていながら、そこでマルシェも含めてね、マルシェとしてやってきたようなものをそこで日常的にやっていくということなのかどうかということを知りたいんですけども、それはまた言っていただきたい。

それと、いずれにしても、これは来年度からの事業ということになると思うんですけど、先日頂いた資料では説明会を開くということでチラシもいただいていたんですけども、結局、そういう意味では、実際に動くのはいつからされるつもりなのかということで、実際に農家の方への参加される予定というのはどこまで今、進んでいて、実際にスタートできるような状況があるのかどうかということですよ、そこを今の状況をお聞かせ願いたい。

それで、実態として、ある意味、活性化センターの関わりというのはかなり大きいんじゃないかと思うんですよ、実際のところは。ハーブのコーナーまでつくっているわけですから、鉄・ミネラル野菜もやっていて、それも含めてマルシェもやっているという意味では、ある意味、活性化センターが、この間、努力してやってこられた中身をこの交流ステーションというか、直売所の中で一定安定的な部分として確保しながら、農家の方の参加も呼びかけてやっていくというのが実態じゃないのかなというように今の段階では思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

運営協力のところについても補助金を打つという予定はしておりませんで、そういった農家が集まってやっていただくというようなことでございます。

マルシェにつきましても、今現在、マルシェでやってこられた方につきましても、やはり野菜ということの中の農産物直売所については当然一緒に入っていて、協議会でマルシェをやっていくか、もしくは別で、今、採択しているのは、活性化センターの中でのマルシェ、その中で声をかけてやってはりますけども、別に小学校の下の広場もございますので、そちらでマルシェの事業を申請されましたら、それはそれでできていくかなというふうには考えておりますし、今のマルシェの補助事業が再来年度もあるかどうかというところは分かりませんが、おっしゃったように、日曜市場、マルシェみたいな形の中での協議会の中でも運営をしていただいたらいいし、地域力推進課のほうの補助金を受けて、また別な形、協議会の運営の中でも利活用されたらいいのかなというふうに思っております。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

奥田副町長の説明があって、話はようやく分かりました。

和東茶カフェの成り立ちは、当初、公共施設を使って農家がお茶を売っていると。だから、それに対して使用料も頂いてないから、使用料を頂かないかんやないかということが発端だと思うんです。

私は、16万円はそのまま来ておつたと、このように解釈してたんですよ。今、改めて分かりました。これは何回も言ったらおかしいですけど、改めるとこは改めて、鉄は熱いうちに早く打て、お金は生きたうちに使えというようなことわざもございます。改めるとこはすぐ改めて改正して出したらこういう問題はなかったんですよ。改めてね、交流ステーションがスタートするについて私は反対はしませんよ。だけど、やっぱりそれを肝に銘じた中で今後進めていただきたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

いろいろと説明いただきましてありがとうございます。分かりました。

ただね、この8万円という利用料が軌道に乗るまでの間、非常に農家に対してもかなり負担になったりすることもないのかなというふうに思うんですね。そういう意味では、活性化センターがここに加わってやられるということで、ある意味、活性化センターがそういった事業全体の牽引力といいますかね、そういった部分も兼ね備えながら、やはり一定、安定するまでの間、指導もしていただきながらやっていただかないと、なかなか大変だなというふうに思うわけなんです。

この負担が余り大きくなりますと、そこに参加される農家が撤退されるということにつながっていても困るわけですから、せっかく造るわけですから、やはりしっかりと今後発展していけるように活性化センターのご尽力をいただきながら取り組んでいただけたらと思うんですが、そのあたりいかがですか。

○議長（小西 啓君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほどのこういったステーションとか運営するときに、まず経費の関係が当然出てまいります。その積算とかを活性化センターに想定させて計算させております。

まず、参考になるのか、和東茶カフェの来場者の人数を参考にして、大体、元年で2万3,000人来られてます。その8掛けをさせていただいて、それが和東茶カフェから同じ交流ステーションにつながっていますので、寄っていただけるだろうという計算をさせていただいて、あと、大事なのが客単価、どれほどのお金を落としていただけるのかということが物すごく大事で、そこは当然先ほども出てましたように、

当初、野菜も中心に売っていただくというのが中心だったんですけれども、野菜だけでは客単価がとてやないけれども、100円とか150円とか、それだけでしたら困りますので、やはり客単価を上げるためにいろいろなものを想定させて、最終の経費がどれほどかかるのか、それが逆算したら収入につながってくるということで、そういった計算を活性化のほうにさせまして、これはあと、協議会のほうで今後いろいろ議論して、どうしていくのか、手数料で20%取っていくのか、それともほかの方法があるのかとか、これはいろいろ議論してもらいますけれども、先ほど高山議員が言われたように、基本的に、スタートして1年ぐらいは中身が分かりませんので、そこら辺は活性化センターを指導的な立場に置いてやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長します。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

最後になりますけど、質問させていただきたいと思います。

先ほど奥田副町長の答弁がございましたように、このステーションについては一つのフロアでいろんなコーナーをつくっておられますね。例えば、これは百貨店みたいなもの、ワンフロアの中に何業者も入って商売をしていく、そういった形態に受けて取れます。だから、野菜コーナー、ハーブコーナー、チャレンジコーナー、これは全て単価も違いますし、売上コストも違いますし、何もかも共通したものがほとんどないわけですね。だから、そのコーナーで、フロア面積で、ここは野菜コーナーだから単価が余り上がらないので、幾らぐらいの家賃を取ると。ハーブみたいな単価の高い関係のものについては幾らにすると、そういっためり張りのある考え方の中で家賃の総合的な単価を出してくることをされたほうが、より説得力があるのかなと思ったり

も今しております。

だから、スイーツコーナーとかいったら、ジュースとかスイーツの関係ですね、こういったものだとお子様連れの日曜、土曜日の日は多いだろうし、ハーブには興味がないだろうと思うしね、子供連れだったらキッズコーナーとか、そういった形で非常ににぎわいがあるだろうと。だから、日によっていろんな形の中でバリエーションを出していく運営というものが求められているんじゃないかなと。それが一つの百貨店方式のものの売り方だと思います。だから、私が申し上げましたように、このステーションの中の1人の責任者じゃなくて、コーナーの中でより指導的な立場の方を指名する、そういったやり方も一つの方法だろうかというふうに考えております。

これは一つ提案させていただきますので、今後また何かの資料に使っていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。そのほうにお願ひできたら私もありがたいかなと。また、見る目が変わってくるのかなと思ったりしてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

ご教授ありがとうございます。

取りあえず今スタート、言わば、集まってどういった形で運営していくかということもこれから考えるところでございます。そういったところもございますのは参考にお伝えしたいと思ひますので、ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最後に一つだけ確認なんですけども、先ほどの答弁をまだいただいてない面で、結局いつからオープンするのかですね。もう3月ですから、実際にスタートのところでど

れぐらいの農家が参加できる予定なのかというのを確認したいということと、それから、この前の説明では毎日開けるといふふうに言っておられましたよね。年末年始ぐらいは休むけども、基本的に毎日開けるといふふうに言っておられましたけど、ただ、そうなりますと、やはり野菜だけではないにしても、品を毎日そろえなくちゃいけないということになってきます。この1年やってみないと分からない面はあるんですけども、実際、そういうことが可能なかと思うんですよね、用意する側として。その辺をどういうふうに見ておられるのかですね。

今年はまだまだコロナの感染もどうなるか分からないという状況の中で、集客自身もまだ不透明な部分もあるというふうに思うんです。そういうことも含めて、余り初めから無理したような運営を始めても行き詰まりも早いと思いますので、その辺の見通しについてはどうなのかも含めてお願いします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

そのとおりでございまして、毎日開けるとなれば品数も出てきます。それをどういう形でそろえるかというのもございますし、閉めてる間に野菜等も傷むところもございます。ですから、そのあたりを集まっていたいただいた方々で、どういった形で運営できるかということの現実的な話はしていただかなければならないというふうに思います。

参加者につきましては、現在、雇用促進協議会の中でお茶を使った堆肥ですね、それに参加していただいているのが20名ほどございます。また、マルシェに取り組んでおられる方もございますので、今、30人ぐらいは何とか集まっていたりかなど。これはこちらの計算ですので、確定ではございませんけども、それぐらいの人数にはお声かけはできるかなど。

前も園村のほうでも野菜を売りたいという方がおられるということで村山議員からもお声をいただいておりますので、そういったところにも参加していただけたらありがたいと。

やはり少量で本格的に自分の畑で野菜を売するために作っておられるわけではなくて、自家野菜の中でのものを出してみようかという方もございましょうし、そのあたりがどういうふうな形で高齢者の方の生きがいの中で頑張っていこうかという形になるか、そのあたりも皆さんが集まっていた中で仕組みをつくっていただくという第一歩でございます。

開店につきましては、取りあえず、この前にお示しさせていただきました説明会の部分をいつするか、今、協議中でございます。4回ほど開催するという形でチラシのほうは書かせていただいておりますので、その部分でどういう形で集まっていたいで、次、参加していただく方々のご意見をいただいて、どういうふうにつくり上げていくかというので、4月は無理だと。5月か6月ぐらいが店を開けるぐらいかなというような形でございます。

また、売り物を作るというのも、やはりナスビは得意やけどとか、キャベツが得意やとか、いろいろ作れる方も、特殊野菜というんですか、自分が育てられる実力を持った野菜を出されるというような形もございましょうし、そのあたり、やはり説明会をして皆さんで話し合ってもらってやっていただくというところになると思いますので、私、答弁ということになりませんが、とにかくスタートしていかないといけないということでございますので、ご理解いただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

井上議員。

○6番（井上武津男君）

私の体験談を少しお話しさせていただきたいと思います。

私は20年ほど前に信楽の朝宮でテントを三つ立てて、そして地元の野菜、米、果物並びに地元で作られたいろいろなお菓子等を販売したことがございます。それについてそのときに感じたことがいろいろありまして、まず、持ってこられる農家の方には一人ずつ農家番号を全部あげました。そうでないと、誰がどの品物を持ってこられたというのが全然分からないから、まず、農家番号を全部あげて、そして住所、氏名、電話番号までお聞きして、その上で持ってこられた方に対して、自分の持ってきた品物を何ぼで売るもんを幾ら持っていたきたかという伝票を作って、それを渡していたわけです。そして、持ってきていただいた中には、やはり品物が見た目に、これは売れんだろうというものが必ず出てくる時がありました。それを1日はまず預かります。預かって1日売って、そして何で売れなかったかということをお農家さんに一つずつ説明をしていきました。

というのは、例えば、ハウレンソウなんかで虫だらけのハウレンソウを持ってこられたって、それは一般の方には受付されませんでした。そうかといって、束が少ないハウレンソウよりも1束にかなり数の多い束にされた方がやはりさきに物が売れるという形が取られました。

そして、人によっては、自分の品物が売りやすい場所に置こうとされる方が必ずおられます。そういう方に説明して、場所を決めていかなきゃならなかったということも数々ありました。

そういう意味の中では、やはりある程度、専門職のそういう説明をできる人間というものになかったら、多分、品物を売ったら苦情が出るということが出てくると思います。

商売というのは、一度苦情が出たらなかなか元に戻らないんです。苦情のないようなやり方を取っていかなきゃなりません。そういうものの考え方をできる人間も中に置いておかなきゃならないということをお一つ考えていただきたいと思います。



これは私の経験なんです。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

品物の管理につきましては当然でございます。売行きとかも含めまして、今はバーコード処理で一応考えております。その中に情報を全部入れて、最終、売行き筋とか、何が売れるのか、何が残っているのか、一目瞭然で管理できるようには考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

もう一つ言い忘れましたけども、農家の方には当日、例えば、朝9時から営業されるところでしたら、8時ぐらいまでには品物を持ってきていただいて、そして、売上が終わる5時には必ず取りに来てくださいと。その日の精算はその日にするという形を私は取っておりました。こういう形は絶対に必要になると思います。置いておかれる方の中にはおるんですよ。だから、そんなもん置いといたら品物によっては腐ったりする場合がありますので、そういうことも気をつけていただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第11号 グ린ティ和束の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第11号 グ린ティ和束の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は、来る3月10日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦勞さまでございました。

午後5時06分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者 和東町議会議員 岡 本 正 意

〃 和東町議会議員 畑 武 志